

鳴 沢 村

第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画



令和6年3月
鳴沢村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・法的位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象者.....	4
5 障害のある方を取り巻く法律・制度の変化.....	5
第2章 障害者を取り巻く現状	7
1 統計データからみた障害者の現状.....	7
2 アンケート調査からみた障害者の現状と課題.....	14
第3章 第3次計画の評価	43
基本目標1 ともに理解しあい、ささえあうために.....	43
基本目標2 自分らしく学び、働き、社会に参加して生き生きと暮らすために.....	46
基本目標3 住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活するために.....	51
第4章 計画の基本的な考え方	55
1 基本理念.....	55
2 基本目標.....	56
3 施策の体系.....	58
第5章 基本計画／第4次障害者計画	59
基本目標1 ともに理解しあい、ささえあうために.....	59
1 障害のある人となない人の相互理解の促進 相互理解.....	59
2 差別解消と権利擁護の推進 人権尊重・差別解消.....	60
3 地域福祉活動の推進 福祉活動.....	61
4 地域共生社会の体制づくり 共生.....	62
基本目標2 自分らしく学び、働き、社会に参加して生き生きと暮らすために.....	63
1 療育・保育・教育における支援体制の充実 療育・保育・教育.....	63
2 雇用・就労への支援の充実 就労.....	65
3 社会参加活動の充実・促進 社会参加.....	67
基本目標3 住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活するために.....	68
1 保健・医療の充実 保健・医療.....	68

2	自立した生活を支えるサービスの充実 福祉サービス.....	69
3	誰もが暮らしやすい村づくり 生活環境.....	71
4	防災・安全対策の充実 防災・防犯.....	72

第6章 障害福祉サービスの実施目標／第7期障害福祉計画・第3期障害 児福祉計画..... 73

1	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの概要.....	73
2	障害（児）福祉計画に関する基本的な視点.....	74
3	成果目標.....	75
4	活動指標（サービス等の見込量と確保のための方策）.....	80

第7章 計画の推進に向けて 108

1	計画の周知.....	108
2	計画の推進体制.....	108
3	計画の点検・評価.....	109

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者計画は、障害者基本法第 11 条に規定されている障害福祉に関する最も基本的な計画です。

本村では、これまで共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定により社会の活動に参加し、自己実現ができるよう障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めた計画を策定してきました。

『鳴沢村 第3次障害者計画』ですが、令和5年3月に計画期間が終了することから、令和6年度を初年度とする『鳴沢村 第4次障害者計画』を策定します。また、障害者総合支援法および児童福祉法で規定されている障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定め、障害福祉に関する様々な取組を推進する『鳴沢村 第7期障害福祉計画』、『鳴沢村 第3期障害児福祉計画』も現行計画が終了することから併せて策定し、障害のあるなしに関わらず、誰もが一生安心して生活できる福祉社会の実現を目指します。

障害者を取り巻く制度や環境は、目まぐるしく変化しており、国では、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）」の批准に先立ち、平成23年7月に障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、翌年の平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が制定され、障害者の範囲に難病等を追加し、身体障害者手帳を所持していない難病患者の方も障害福祉サービス等の利用ができるようになりました。一方、同年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）」が施行されました。平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることなどが設けられました。

平成30年4月には障害者が自ら望む地域生活を営むための環境整備のため、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範

困で必要かつ合理的な対応を行う「合理的配慮の提供」が行政機関等で義務化、事業者は努力義務とされました。これは、令和6年4月からは事業者も義務化されます。

こうした国の動きを踏まえて、本村においても「障害者計画」および「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定し、支援の充実に努めています。令和5年度で『鳴沢村 第3次障害者計画』および『鳴沢村 第6期障害福祉計画』、「鳴沢村 第2期障害児福祉計画」の計画期間の終了を迎えることから、本村でも国の障害者施策の改正に対応し、障害の有無に関わらず互いが一人の人間としての存在を認め合いながら共に生きる地域共生社会の実現に向け、3つの計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくために、新たに『鳴沢村 第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』を一体的に策定します。

2 計画の性格・法的位置づけ

『鳴沢村 障害者計画』は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、障害者施策を推進するための基本方針や目標を総合的に定める計画です。

また、『鳴沢村 障害福祉計画』は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、国の定める基本指針に即して、本村における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。同様に、児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画に関しても一体的に策定することとします。

▶市町村障害者計画・市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

市町村障害者計画

<根拠法令>

- ・障害者基本法(第11条第3項)

<位置づけ>

- ・障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画

<計画期間>

中長期

(概ね5年～10年程度。自治体によって異なる。本村では6年間)

市町村障害福祉計画・

障害児福祉計画

<根拠法令>

- ・障害者総合支援法(第88条)
- ・児童福祉法(第33条の20)

<位置づけ>

- ・障害福祉サービス等の確保に関する計画

<計画期間>

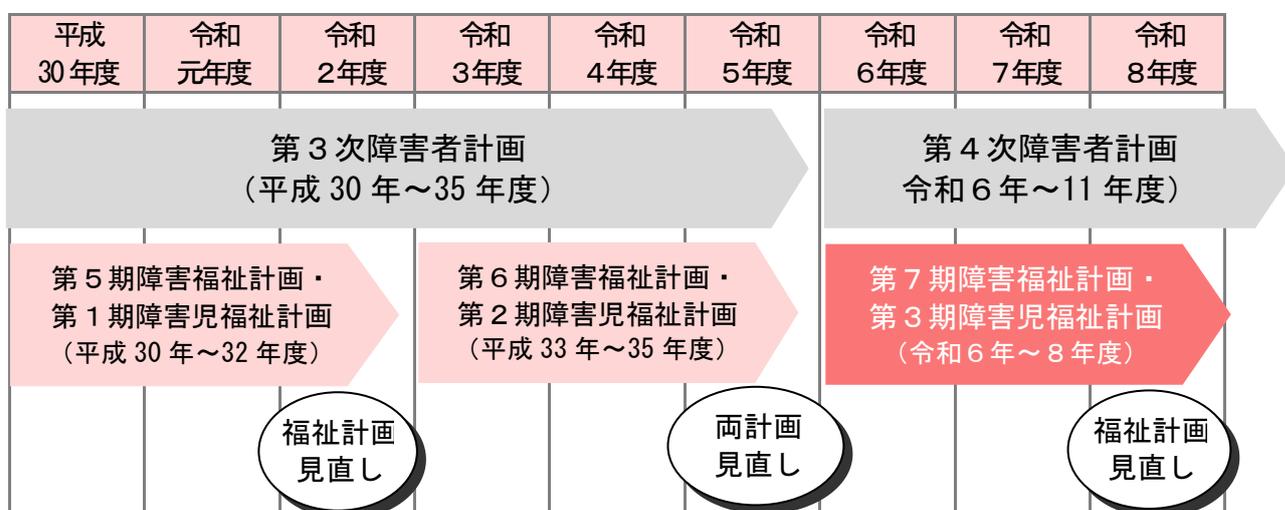
3年を1期とする

3 計画の期間

『鳴沢村 第4次障害者計画』の計画期間は、中長期的な視点に基づいて推進をするため、令和6年度～11年度の6か年計画とします。

一方、『鳴沢村 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の計画期間は、令和6年度から8年度までの3か年計画です。令和8年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



4 計画の対象者

『鳴沢村 第4次障害者計画』の対象となる“障害者”とは、「障害者基本法」に規定された“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者”とします。

また、『鳴沢村 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の各サービスの対象となる“障害者”とは、「障害者総合支援法」に規定された

- ①「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- ②「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
- ③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

- ④ 治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。
- なお、“障害児”とは、「児童福祉法」第4条第2項に規定する障害児をいいます。

5 障害のある方を取り巻く法律・制度の変化

「障害者虐待防止法」施行

この法律は障害者の尊厳を傷つける様々な虐待から障害者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障害者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月に施行されました。

「精神保健福祉法」の施行

国民の精神保健の向上、精神障害者の治療、人権擁護、社会復帰の促進について定めたものです。平成28年の改正では、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行い、令和4年の改正では、病院における虐待防止措置が効果的に行われるよう、意識の向上、普及啓発、研修、相談体制の整備、虐待への対応が盛り込まれました。令和6年4月1日に施行されます。

「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に代わる法律として、平成25年4月1日に施行されました。これまで通り、障害福祉サービスの提供などが行われるとともに、障害者の範囲に難病等が加えられ、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。また、平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施され、令和4年の改正では、障害者や難病患者等が地域や職場で生きがいや役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すための措置を講ずることが盛り込まれました。令和6年4月に施行されます。

「障害者雇用促進法」の施行

これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけています。

平成30年4月からは精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれました。また、令和2年4月からは、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等を行うことが明記され、令和4年の改正では、事業主の責

務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化や重度の障害者、精神障害者に対し、多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備、能力開発のための措置等による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。令和5年4月1日に施行されました。

「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮[※]の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。令和3年の改正では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。令和6年4月1日に施行されます。

※障害者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないこと。

「障害者権利条約」の批准

この条約は、障害者の基本的人権及び自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」が10年ぶりに見直され、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障害者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮、また、発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化などが求められています。平成28年8月1日に施行されました。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

障害者総合支援法と児童福祉法が一体的に改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が定められました。平成30年4月1日に施行されました。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 統計データからみた障害者の現状

(1) 総人口の状況

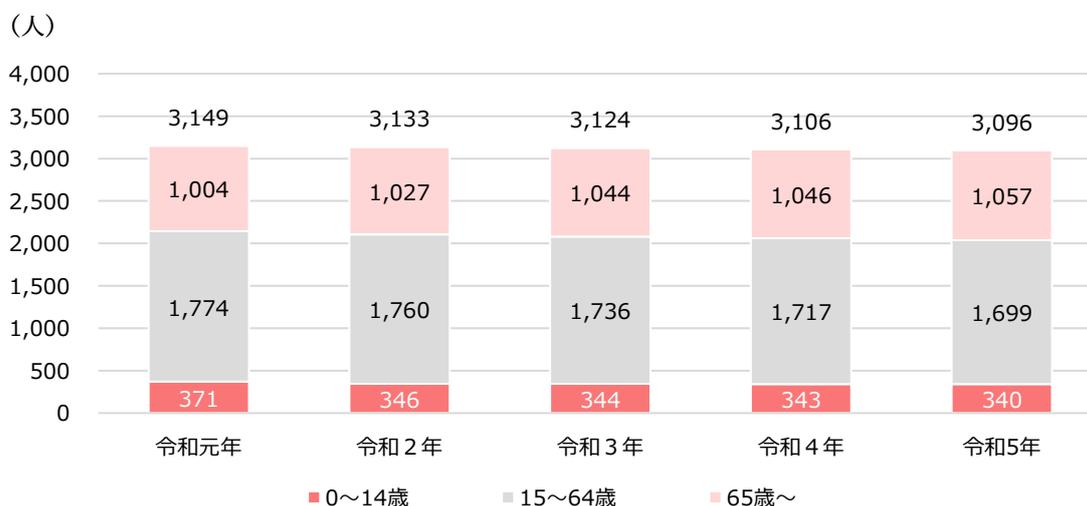
<総人口・年齢3区分別人口、人口割合の推移>

令和5年の総人口は3,096人で、内訳は「0～14歳」が340人、「15～64歳」が1,699人、「65歳以上」が1,057人、高齢化率は34.1%となっています。

令和元年以降の推移をみると、総人口および「0～14歳」、「15～64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向となっています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	371	346	344	343	340
15～64歳	1,774	1,760	1,736	1,717	1,699
65歳～	1,004	1,027	1,044	1,046	1,057
総人口	3,149	3,133	3,124	3,106	3,096



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 障害者の状況

＜各種手帳交付件数と総人口に占める割合の推移＞

令和5年の障害者総数は157人で、障害者手帳の種類別の内訳は「身体障害者手帳」が100件、「療育手帳」が22件、「精神障害者保健福祉手帳」が35件となっています。障害者手帳所持率（総人口比）は、5.1%となっています。

令和元年以降の推移をみると、「身体障害者手帳」は増減を繰り返しているものの令和元年と令和5年はほぼ同数、「療育手帳」は減少傾向、「精神障害者保健福祉手帳」は増減を繰り返しているものの、令和5年は増加しており、令和元年からの5年間で最も多くなっています。

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	(件)	99	102	101	102	100
	(%)	3.1	3.2	3.2	3.3	3.2
療育手帳	(件)	26	25	24	24	22
	(%)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
精神障害者 保健福祉手帳	(件)	18	20	24	29	35
	(%)	0.6	0.6	0.8	0.9	1.1
障害者総数 (延べ数)	(人)	143	147	149	155	157
	(%)	4.5	4.7	4.8	5.0	5.1

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者の状況

<年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移>

身体障害者手帳所持者の年齢別の内訳の推移をみると、すべての年代においてほぼ横ばいとなっています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～19歳	1	1	1	1	1
20～39歳	3	3	4	3	3
40～64歳	15	18	22	18	18
65～74歳	23	22	18	21	20
75歳～	57	58	56	59	58
計	99	102	101	102	100

資料：福祉保健課(各年4月1日現在)

<障害・等級別 身体障害者手帳所持者数の状況>

障害の種類別の内訳は、「肢体不自由」が81人、「内部障害」が39人などとなっています。

障害の種類別に障害の等級をみると内部障害の「1級」が24人と最も多く、次いで、肢体不自由の「2級」～「4級」が18人～23人となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	1	3	1	0	2	0	7
聴覚・平衡	0	4	2	0	0	1	7
音声・言語	0	0	2	1	0	0	3
肢体不自由	6	18	21	23	7	6	81
内部障害	24	0	5	10	0	0	39

※延べ人数

資料：福祉保健課(令和5年4月1日現在)

(4) 知的障害者の状況

<障害程度別 療育手帳所持者数の推移>

令和5年の療育手帳所持者数は22人で、程度別の内訳は「A（重度）」、「B（軽度）」ともに11人となっています。

令和元年以降の推移をみると、「A（重度）」、「B（軽度）」ともにほぼ横ばい傾向で推移しています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	13	13	12	12	11
B（軽度）	13	12	12	12	11
計	26	25	24	24	22

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

<障害程度・年齢層別 療育手帳所持者の状況（令和5年）>

令和5年の療育手帳所持者数を、程度別・年齢別にみると、「18歳以上」の「A（重度）」が約8割、「B（軽度）」は9割を占めています。

単位：人

	18歳未満	18歳以上	計
A（重度）	2	9	11
B（軽度）	1	10	11
計	3	19	22

資料：福祉保健課（令和5年4月1日現在）

(5) 精神障害者の状況**<年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>**

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は35人で、そのうち「40～64歳」が最も多く、16人となっています。

等級別の内訳は「1級」が3人、「2級」が15人、「3級」が17人となっています。

令和元年度以降の推移をみると、全体では増加傾向にあります。

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～19歳	0	0	1	1	3
20～39歳	2	2	4	6	7
40～64歳	12	14	12	13	16
65～74歳	3	3	6	5	6
75歳～	1	1	1	4	3
計	18	20	24	29	35

資料:福祉保健課(各年4月1日現在)

<等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	3	3	3	3	3
2級	11	11	11	14	15
3級	4	6	10	12	17
計	18	20	24	29	35

資料:福祉保健課(各年4月1日現在)

(6) 保育所における障害児の在籍状況

< 保育所における在園児数、在籍障害児数および加配保育士数の推移 >

令和元年から令和5年度までの推移をみると、在園児数は減少していますが、在籍障害児数は増加傾向にあり、令和4、5年度は8人となっています。加配保育士数は、令和3、4年度は2人、令和5年度は5人となっています。

単位:人

	年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在園児数	3歳未満	22	22	25	12	18
	3歳	20	21	16	26	8
	4歳以上	41	41	40	38	42
	計	83	84	81	76	68
在籍障害児数	3歳未満	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	4	0
	4歳以上	0	0	3	4	8
	計	0	0	3	8	8
加配保育士数	3歳未満	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	2.6	0
	4歳以上	0	0	2	2	5
	計	0	0	2	2	5

資料:住民課(各年度4月1日現在)

(7) 小学校における障害児の在籍状況

< 小学校における普通学級および特別支援学級児童数の推移 >

令和元年度から令和5年度までの普通学級児童数は減少傾向となっていますが、特別支援学級の児童数は増加傾向となっています。

単位:人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校数(校)		1	1	1	1	1
普通学級児童数	1年生	27	21	20	20	19
	2年生	19	27	21	20	20
	3年生	27	20	26	22	20
	4年生	18	27	19	26	22
	5年生	30	17	27	19	29
	6年生	28	30	18	27	19
計		149	142	131	134	129
特別支援学級児童数	1年生	1	0	2	2	2
	2年生	0	1	0	2	2
	3年生	2	0	1	0	1
	4年生	0	2	1	1	1
	5年生	0	0	2	1	1
	6年生	0	0	0	2	1
計		3	3	6	8	8
合計		152	145	137	142	137

資料:教育委員会(各年度4月1日現在)

(8) 中学校における障害児の在籍状況

< 中学校における普通学級および特別支援学級生徒数の推移 >

令和元年度から令和5年度までの中学校普通学級生徒数は67人～82人の間で推移しています。特別支援学級の生徒数は0～2人で推移しています。

単位:人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校数(校)		1	1	1	1	1
普通学級生徒数	1年生	26	25	29	19	28
	2年生	17	27	26	29	19
	3年生	28	15	27	26	29
計		71	67	82	74	76
特別支援学級生徒数	1年生	0	0	0	1	1
	2年生	0	0	0	0	1
	3年生	0	1	0	0	0
計		0	1	0	1	2
合計		71	68	82	75	78

資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

2 アンケート調査からみた障害者の現状と課題

地域における障害者の実情や課題、今後の意向を把握し、障害者の意見を計画に反映させることを目的に、以下の要領でアンケート調査を行いました。

調査対象 各種障害者手帳所持者 150人（悉皆）
調査方法 郵送配布 郵送回収（お礼兼督促 1回）
調査期間 令和5年9月11日～9月27日

回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
150人	82件	82件	54.7%

*有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）等を除いた数

身体障害者	知的障害者	精神障害者
60件	11件	18件

調査結果をみる時の注意

- ※ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- ※ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出し、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 「身体」・・・身体障害者手帳所持者を表します。
- 「知的」・・・療育手帳所持者を表します。
- 「精神」・・・精神障害者保健福祉手帳所持者を表します。
- （S A）・・・単一回答（Single Answer）の略です（選択回答は1項目）。
- （MA）・・・複数回答（Multi Answer）の略です。回答する選択肢の数に制限がある場合もあります。
- n・・・回答数（number）を表します。「n=100」は、回答数が100であることを示しています。
- ※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。
- ※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているため各項目の合計が100%にならない場合があります。
- ※「身体」「知的」「精神」別のサンプル数の合計は、重複での所持者がいるため全体のサンプル数と同数にはなりません。

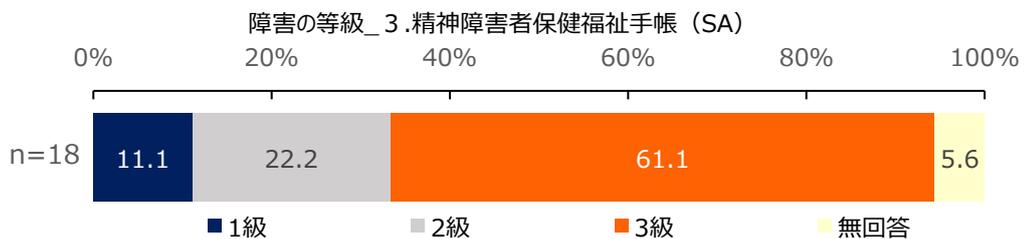
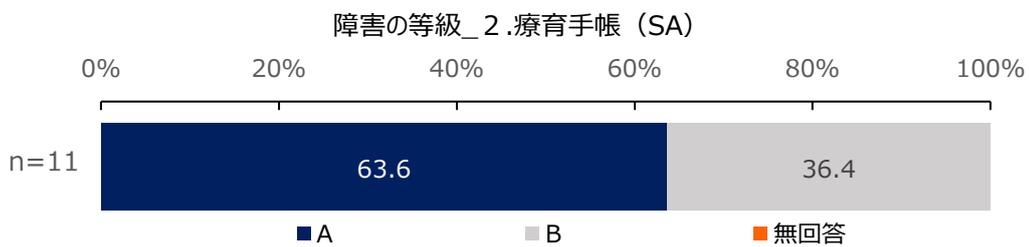
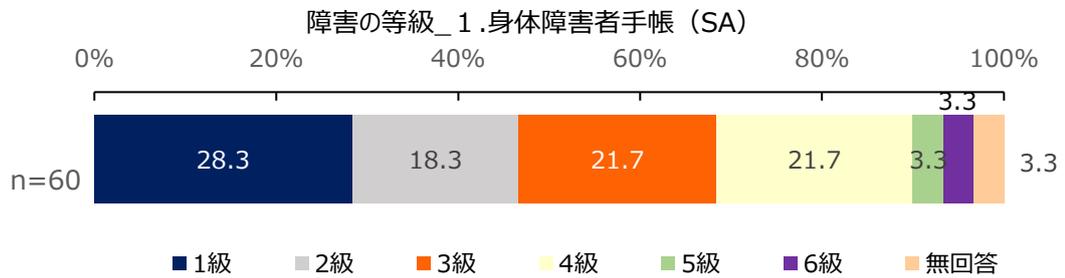
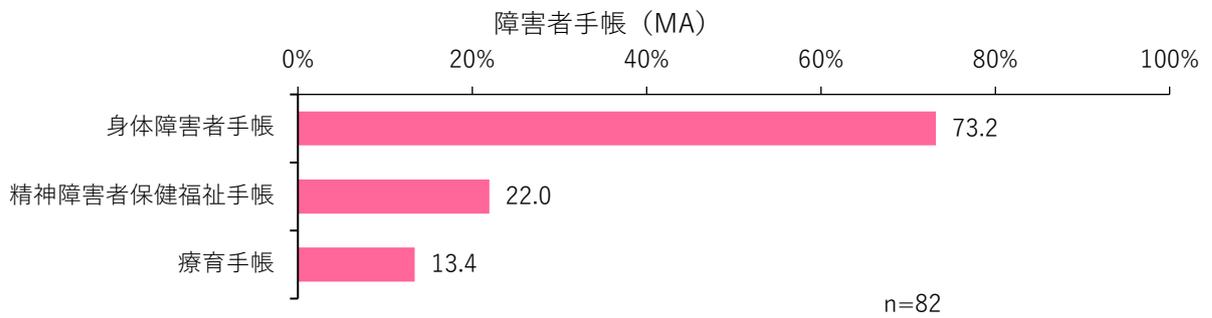
(1) 回答者の属性

《障害種別ごとの等級》

あなたがお持ちの各種障害者手帳や障害についてお答えください。各種障害手帳をお持ちの方はそれぞれの障害の等級についてもお答えください。(○はあてはまるものすべて)

所持している手帳については、「身体障害者手帳」が最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」の順になっています。

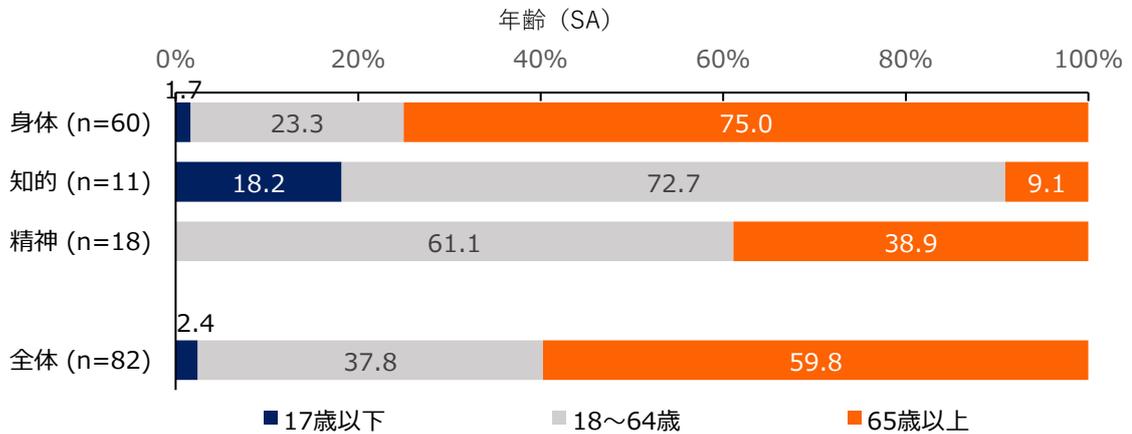
手帳の種類別の等級について、「身体」は「1級」が、「知的」（療育手帳）は「A判定」が、「精神」は「3級」がそれぞれ最も多くなっています。



《年齢構成》

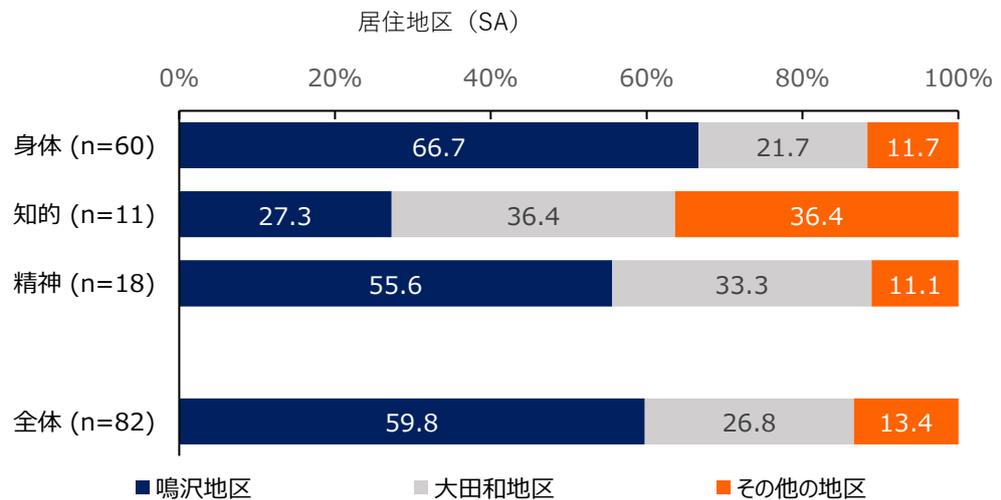
あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)

年齢は、「全体」および「身体」が「65歳以上」で最も多く、「知的」と「精神」が「18～64歳」で最も多くなっています。



あなたが住まいの地区をお答えください。(○は1つ)

住んでいる地区について、「全体」および「身体」と「精神」は「鳴沢地区」が、「知的」は「大田地区」と「その他地区」が同数となっています。

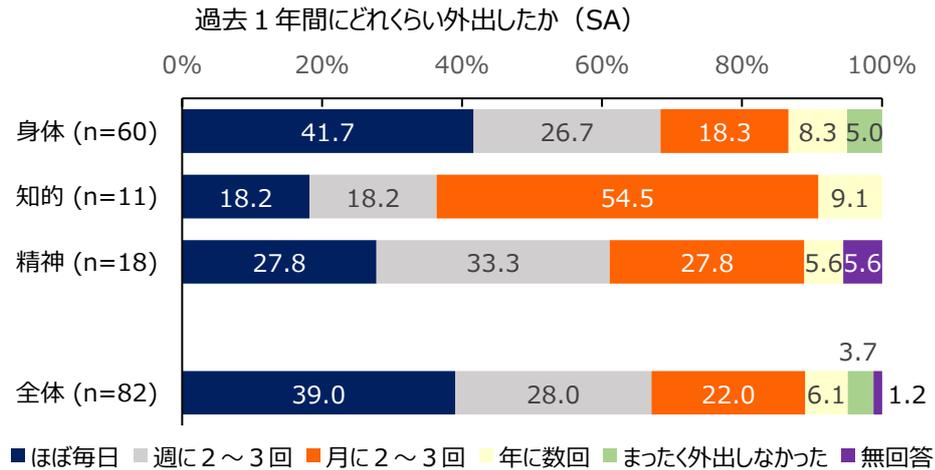


(2) 日常生活について

《1年間の外出》

あなたは、過去1年間にどれくらい外出しましたか。(○は1つ)

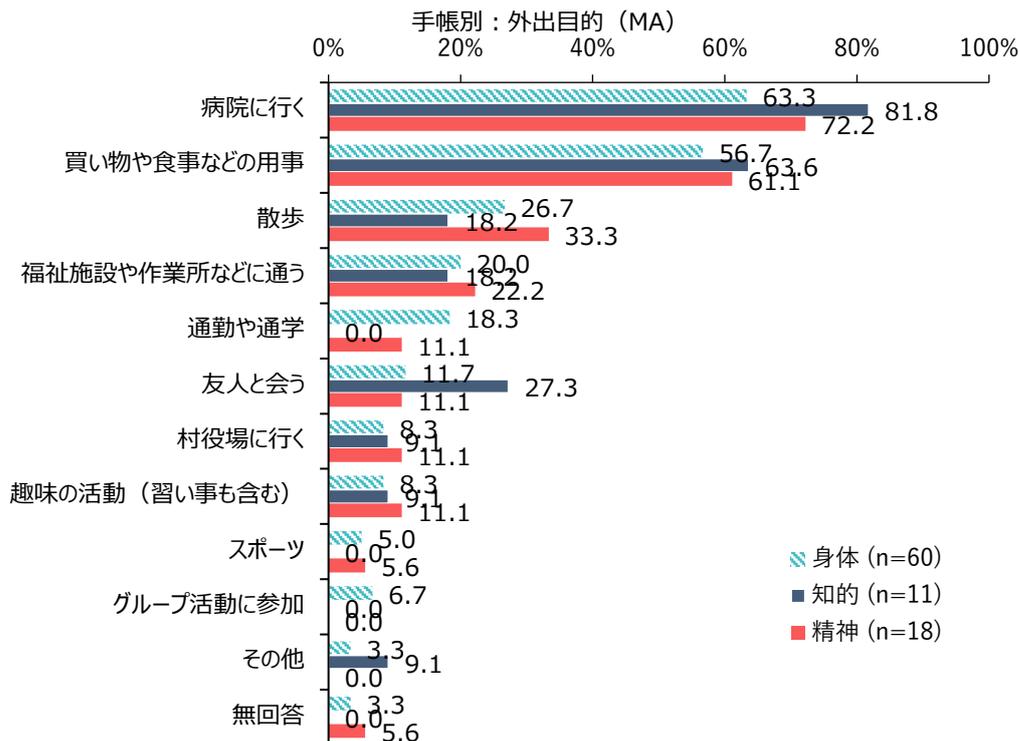
過去1年間の外出について、「全体」および「身体」は「ほぼ毎日」が、「知的」は「月に2～3回」が、「精神」は「週に2～3回」がそれぞれ最も多くなっています。

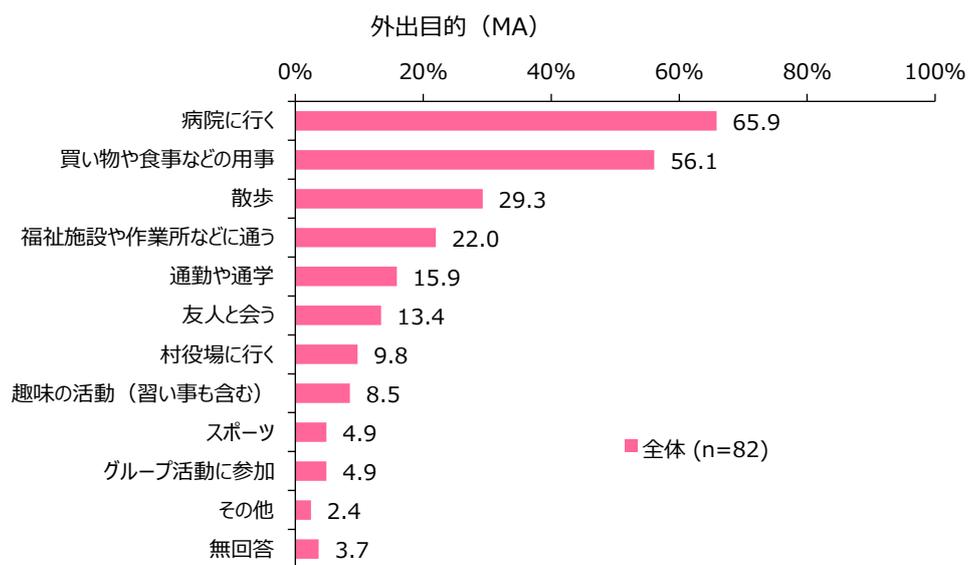


《外出目的》

どのような目的で外出することが多いですか。(○はいくつでも)

外出目的は、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「病院に行く」が最も多くなっています。



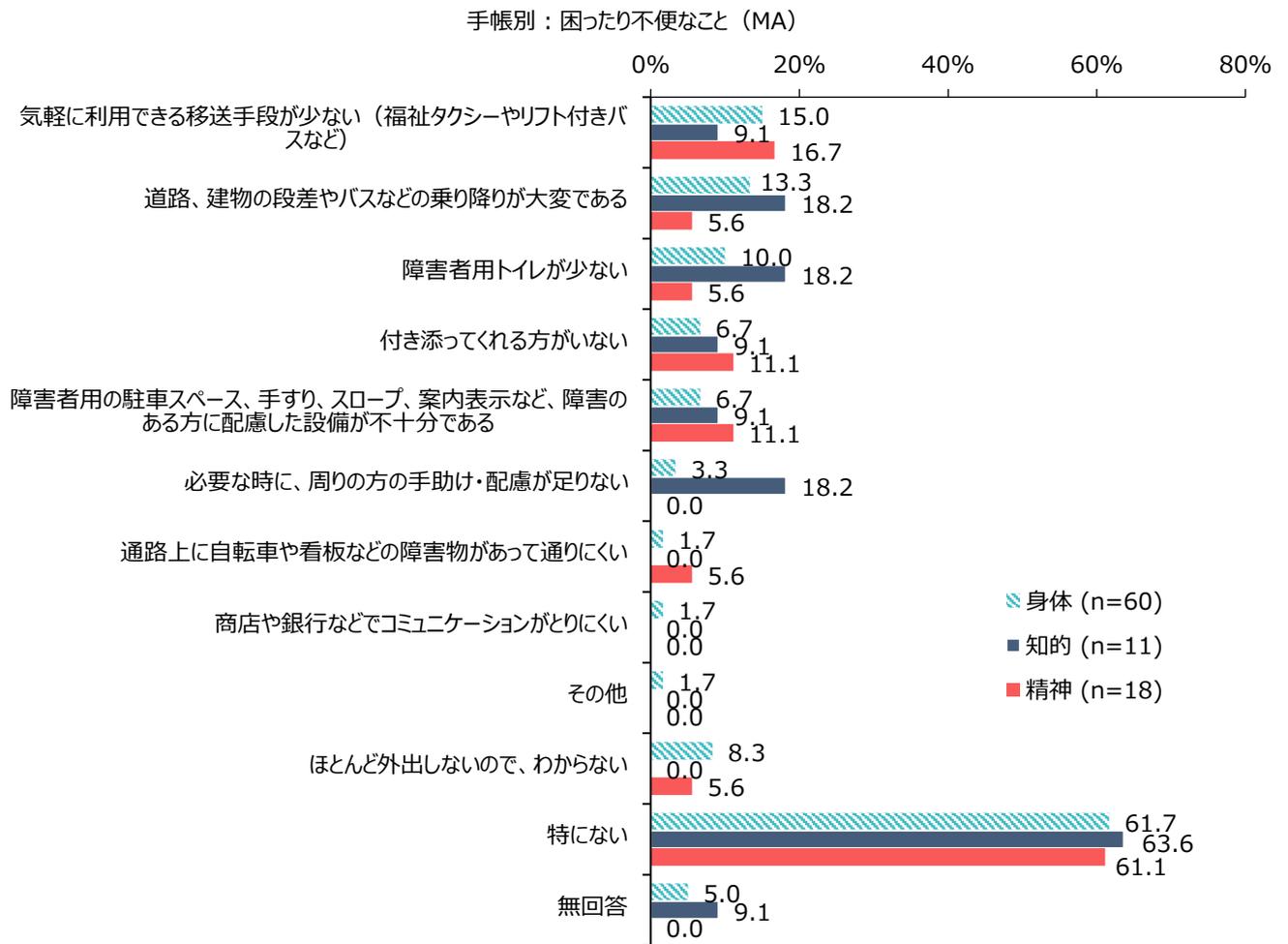


《外出の際の困りごと》

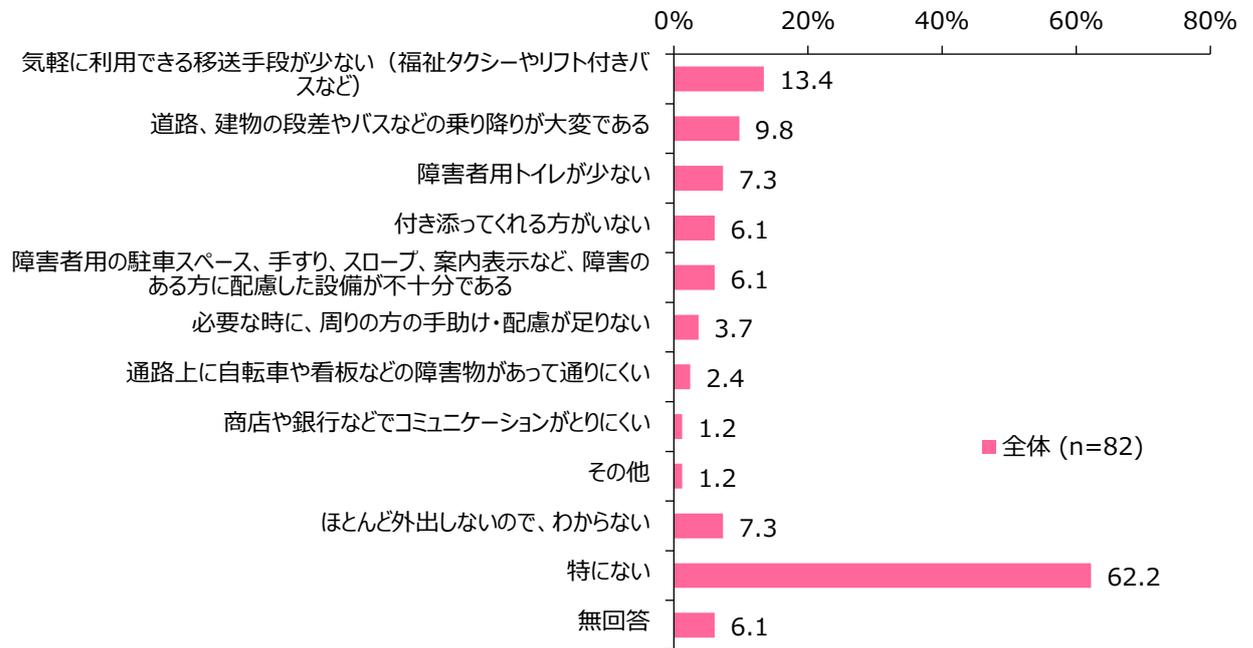
外出の際に、鳴沢村内で困ったり、不便に感じたりすることは何ですか（〇はいくつでも）

外出の際に村内で困ったり、不便に感じることについては、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「特にない」が最も多くなっています。

困ったり、不便に感じた内容については、「身体」と「精神」は「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバスなど）」が最も多く、「知的」は「道路、建物の段差やバスなどの乗り降りが大変である」、「障害者用トイレが少ない」、「必要な時に、周りの方の手助け・配慮が足りない」が同数で最も多くなっています。



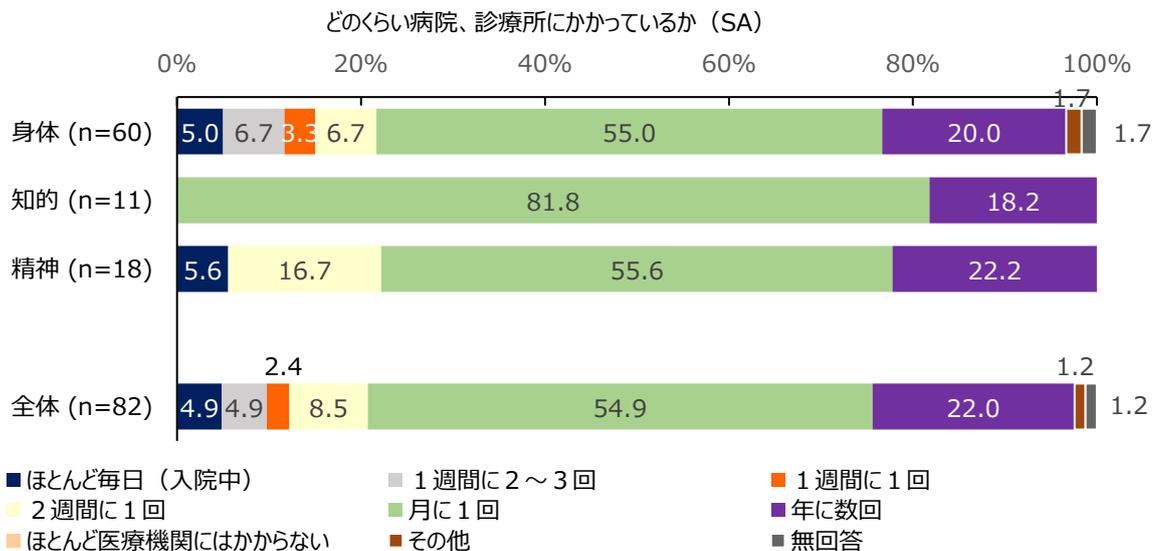
困ったり不便なこと (MA)



《 病院・診療所の場所 》

あなたは、どのくらい病院、診療所にかかっていますか。(○は1つ)

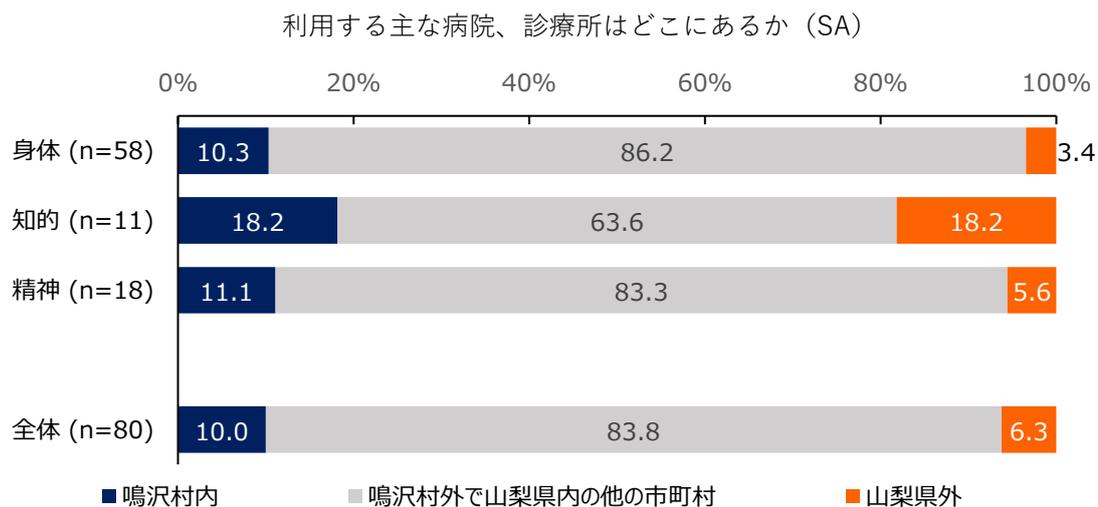
病院、診療所の受診頻度は、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「月に1回」が最も多く、次いで「年に数回」となっています。



《診療所の場所》

あなたが利用する主な病院、診療所はどこにありますか。(○は1つ) ※病院、診療所にかかっていると回答した方

病院、診療所がある場所は、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「鳴沢村外で山梨県内の他の市町村」が最も多くなっています。

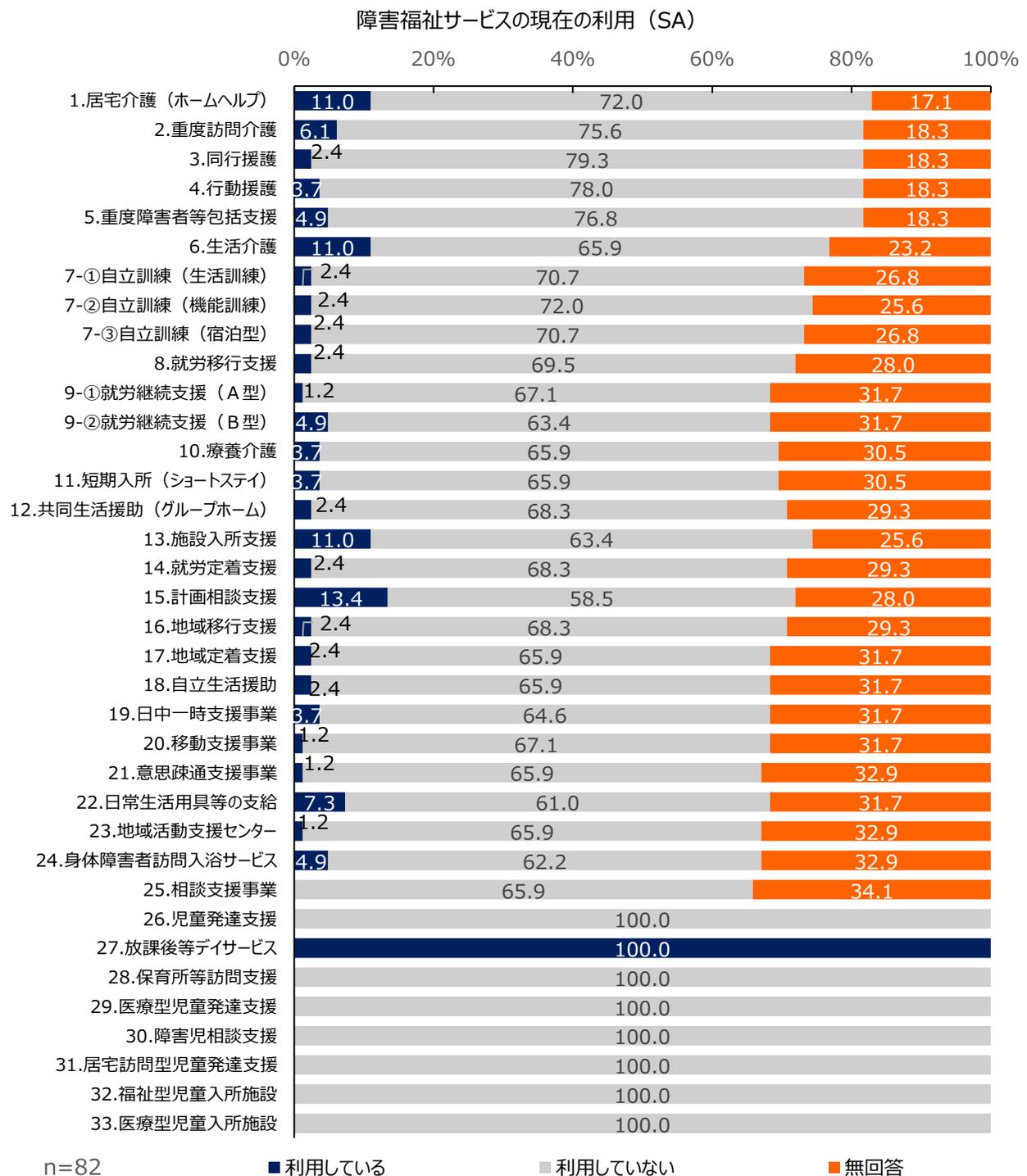


(3) 障害福祉サービスについて

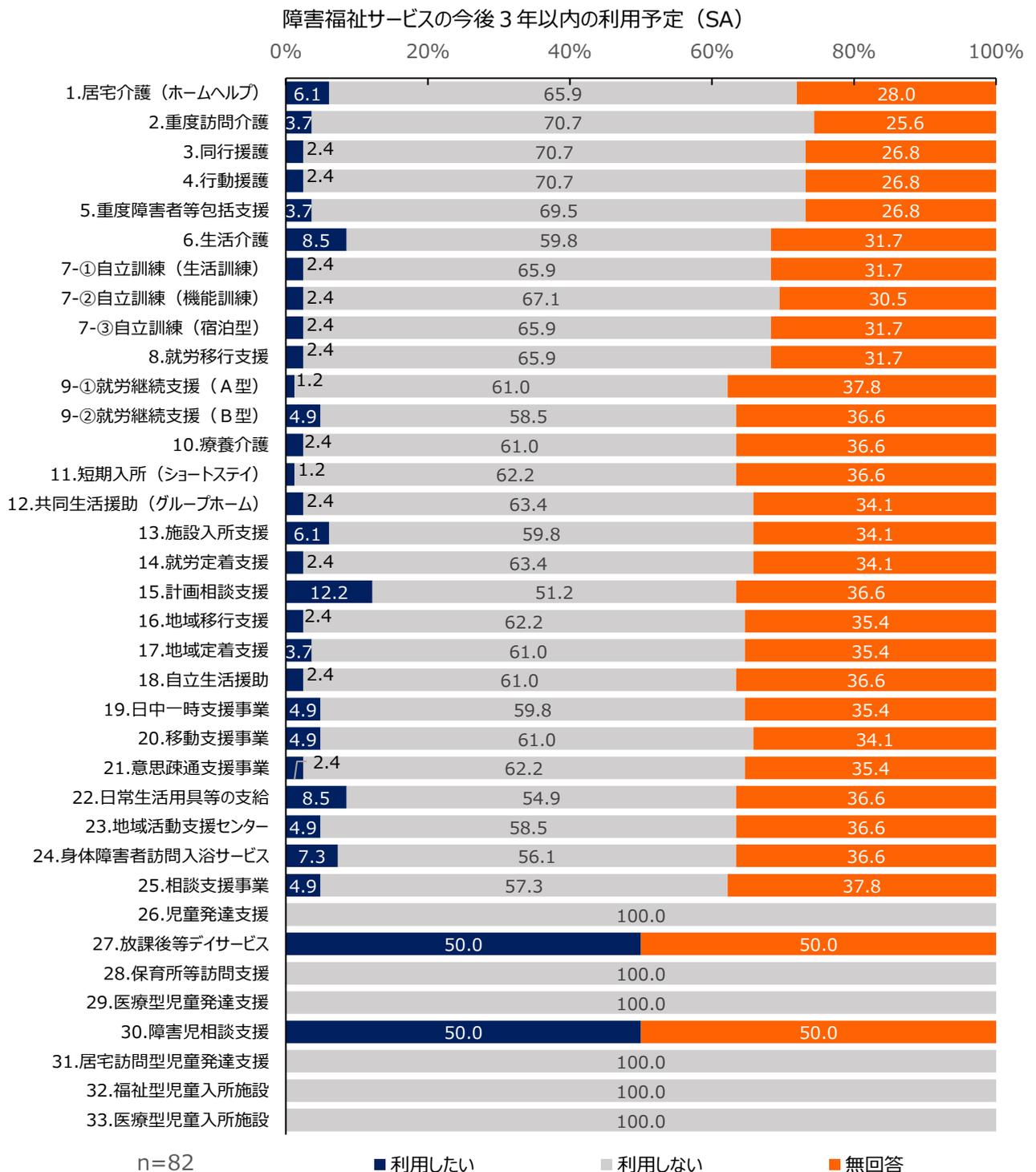
《障害福祉サービスの利用状況、今後3年間の利用希望、利用しない理由》

障害福祉サービスを利用していますか、また今後利用したいと思いますか(○は1つ)

福祉サービスの利用状況を障害者全体で見ると、「放課後等デイサービス」を除き、「利用していない」がいずれのサービスでも最も多くなっています。利用しているサービスの中では、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「計画相談支援」、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「生活介護」、「施設入所介護」が多くなっています。

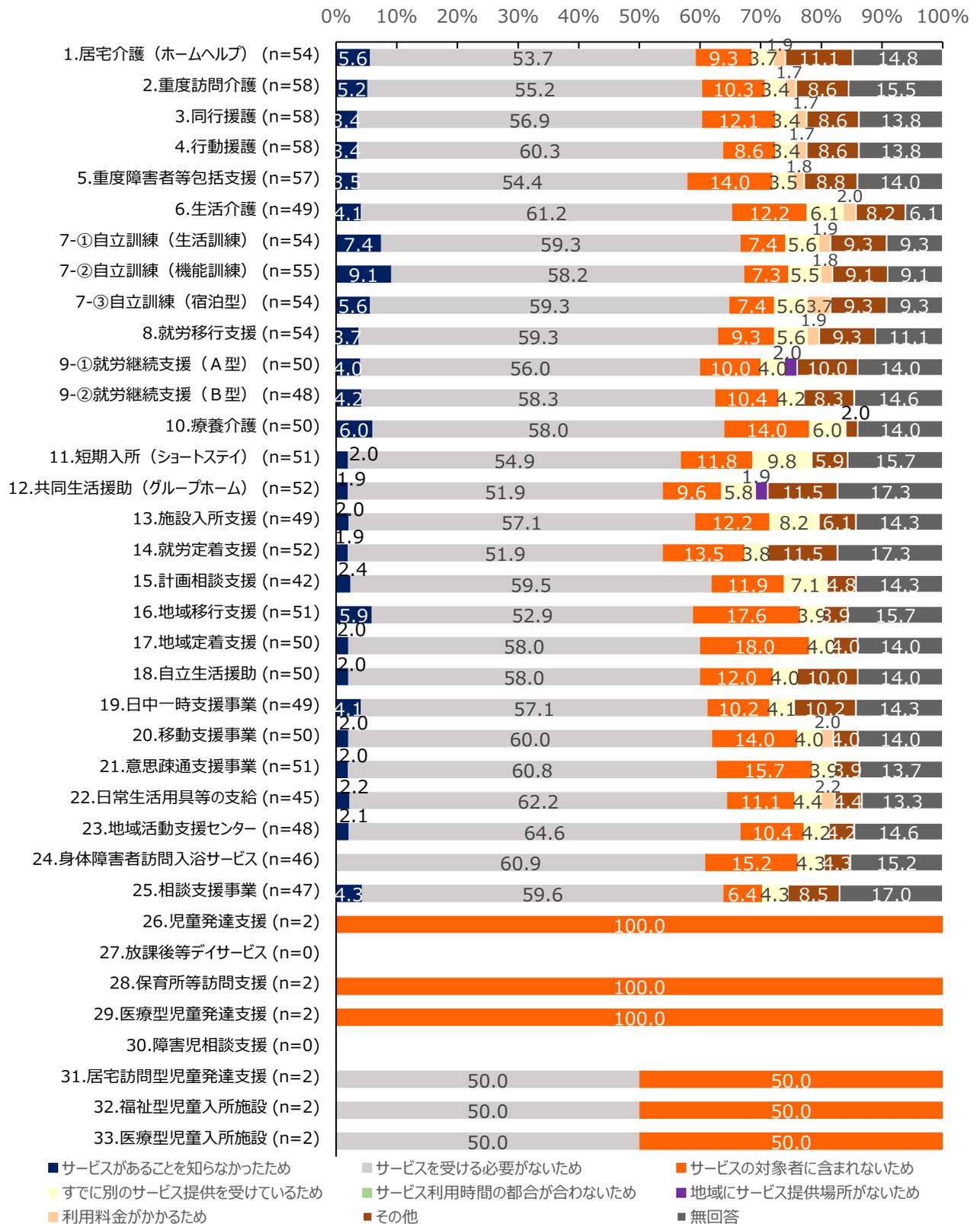


今後3年以内に利用したい福祉サービス（障害者全体）では、「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」を除き、「利用しない」がいずれのサービスでも最も多くなっています。「利用したい」と回答したサービス中では、「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」が最も多く、他に「計画相談支援」、「生活介護」、「日常生活用具等の支給」が多くなっています。「計画相談支援」や「生活介護」はサービス利用希望者がこれまでと同様に多く、「日常生活用具等の支給」については、今後3年間でこれまでより利用がやや増加することが考えられます。



今後3年以内に「利用しない」と回答した方にその理由をたずねたところ、すべてのサービスで、「サービスを受ける必要がないため」が最も多くなっています。また、多くの項目で「サービスの対象者に含まれていないため」が続いていますが、特に「地域定着支援」と「地域移行支援」で多くなっています。なお「児童発達支援」以降はサンプル数が少ないため参考値とします。

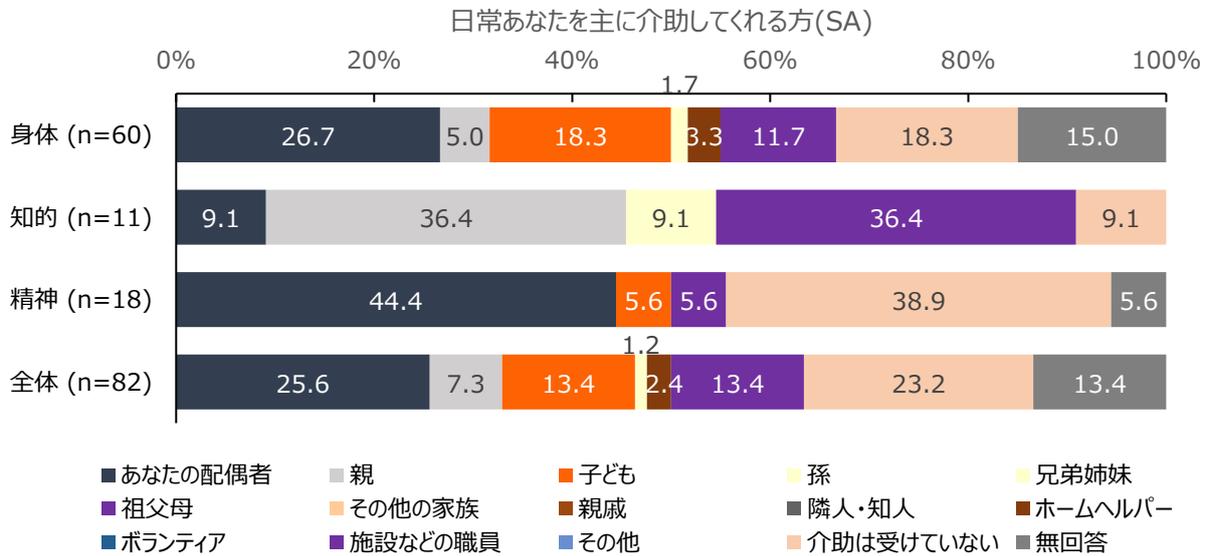
今後3年以内に利用しない理由 (SA)



《介助者、問 37-1 介助者の年齢》

日常あなたを主に介助してくれる方を1人お答えください。(○は1つ)

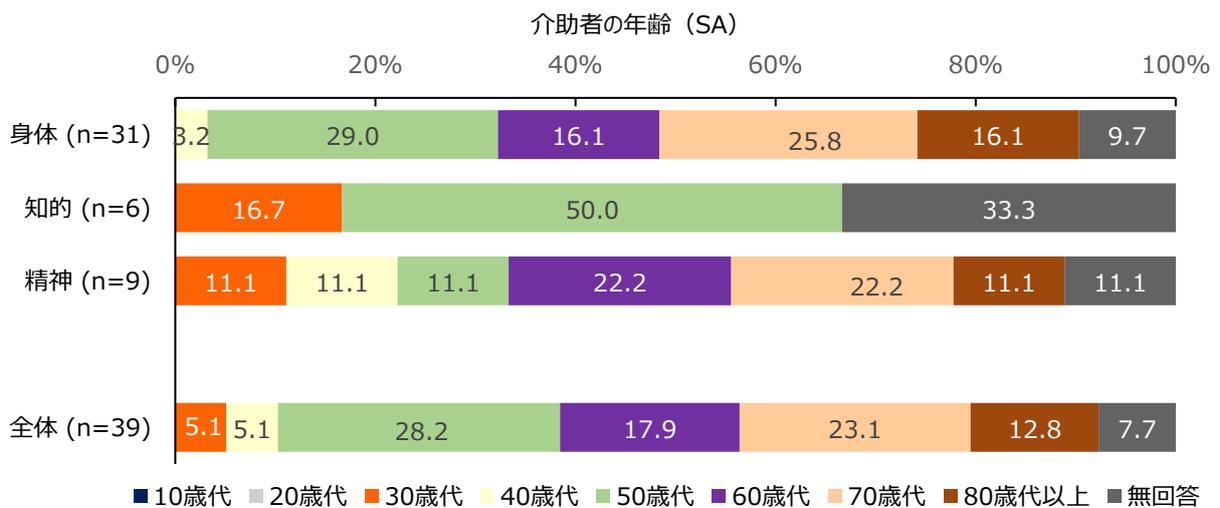
日常、主に介助してくれる方について、「全体」および「身体」と「精神」は「あなたの配偶者」が、「知的」は「親」、「施設などの職員」が同数でそれぞれ最も多くなっています。



《介助者の年齢》

あなたを主に介助してくれる方の年齢は何歳代ですか。(○は1つ) ※「ホームヘルパー」、「ボランティア」、「施設などの職員」、「その他」、「介助は受けていない」以外を回答した人

介助者の年齢について、「全体」および「身体」は「50歳代」が最も多くなっています。なお、「知的」と「精神」はサンプル数が少ないため参考値とします。



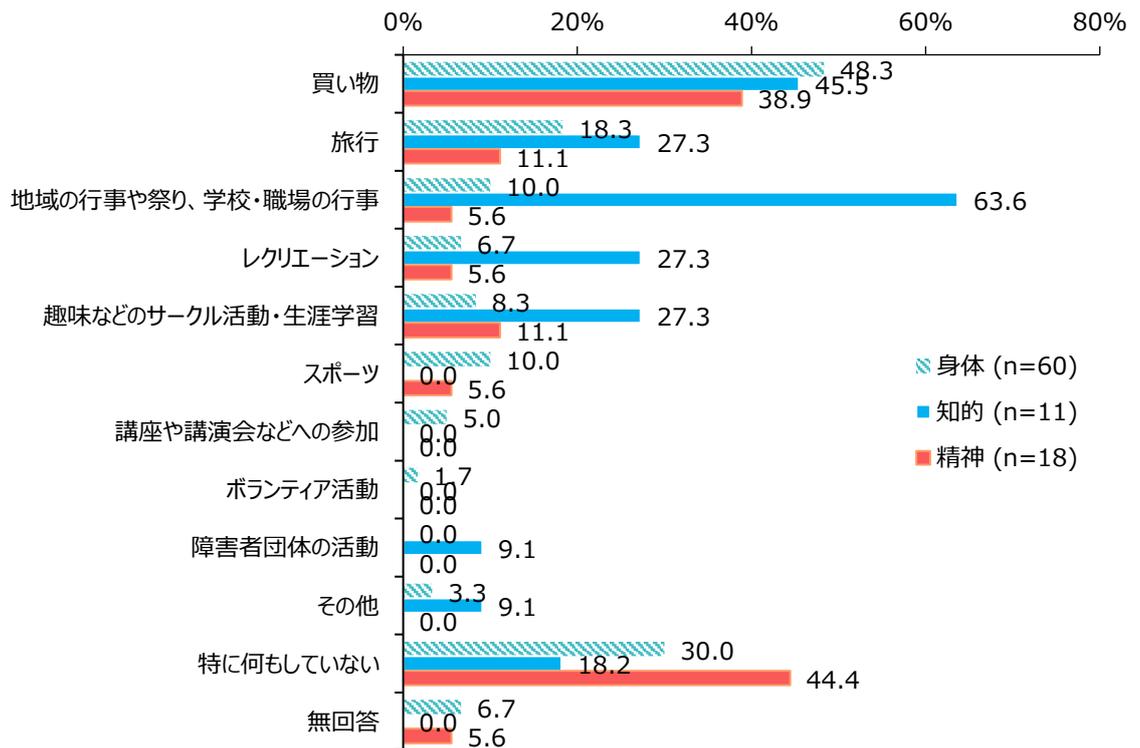
(4) 社会参加について

《最近の活動》

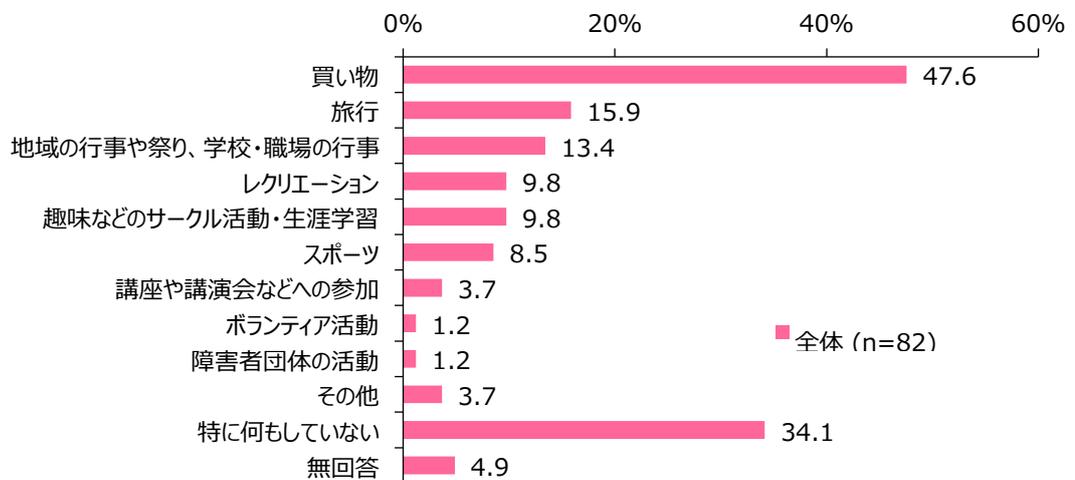
あなたは、最近どのような活動をしましたか。(〇はいくつでも)

最近の活動について、「特に何もしていない」を除くと、「全体」および「身体」と「精神」は「買い物」が最も多く、「知的」は「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が最も多くなっています。

手帳別：最近どのような活動をしたか (MA)



最近どのような活動をしたか (MA)

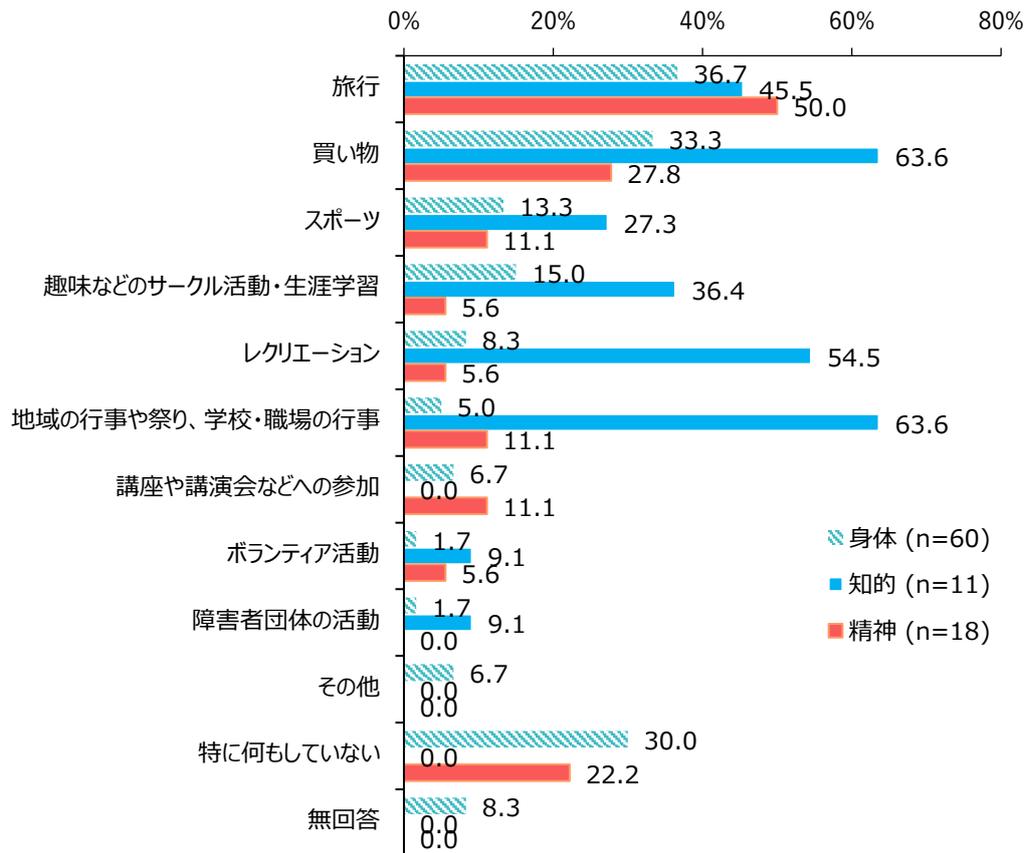


《今後の活動希望》

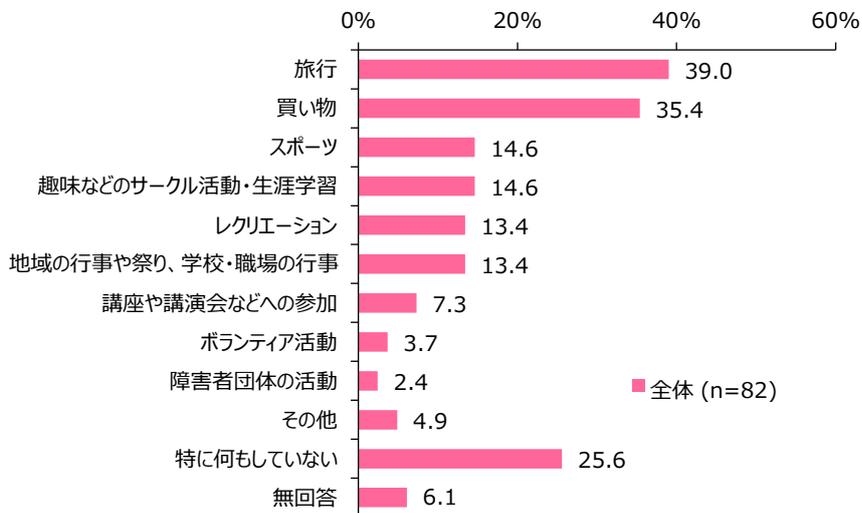
あなたは、今後どのような活動をしたいと思いますか。(〇はいくつでも)

今後希望する活動について、「全体」および「身体」、「精神」は「旅行」が最も多く、「知的」は「買い物」と「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が同数で最も多くなっています。

手帳別：今後どのような活動をしたいと思うか (MA)



今後どのような活動をしたいと思うか (MA)



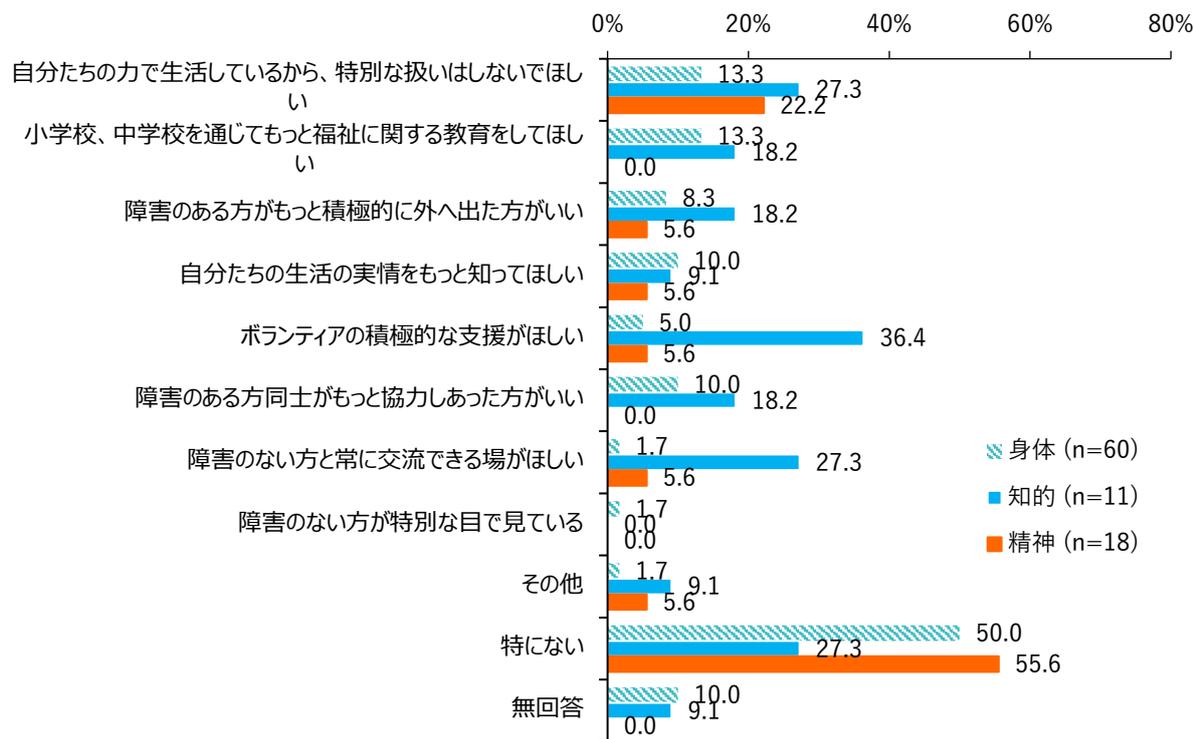
《日頃感じていること》

あなたが日頃生活していて感じることは、次のうちどれですか。(〇は3つまで)

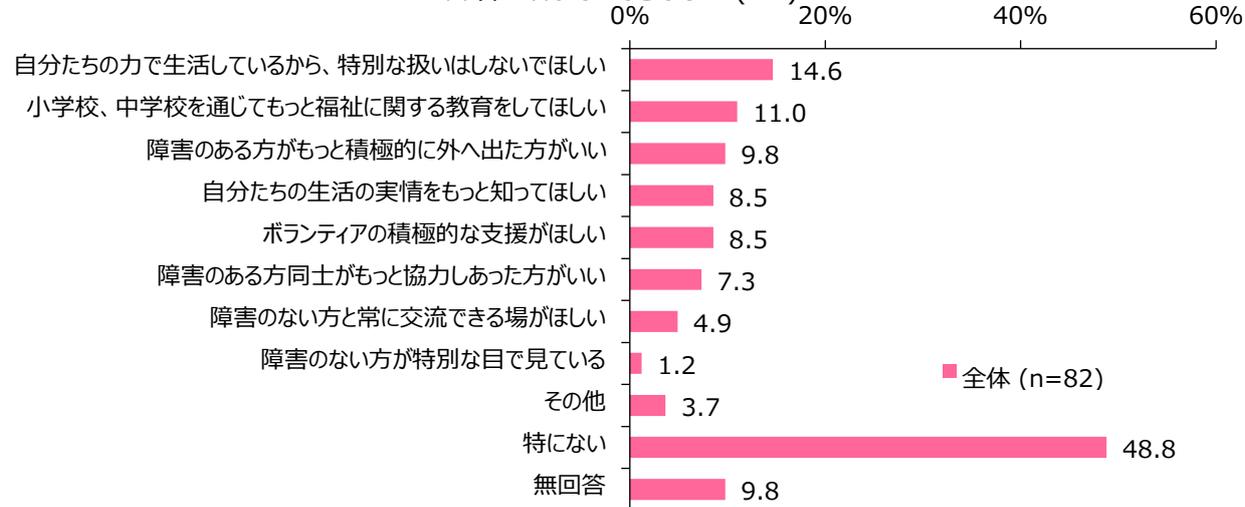
日常生活で感じることに、**「全体」**および**「身体」と「精神」**は、「特にない」が最も多くなっています。

感じる内容について、「全体」および「精神」は「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いほしくないでほしい」が最も多く、「身体」は「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いほしくないでほしい」と「小学校、中学校を通じてもっと福祉に関する教育をしてほしい」が同数で「知的」は「ボランティアの積極的な支援がほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

手帳別：日頃生活していて感じること(MA)



日頃生活していて感じること(MA)

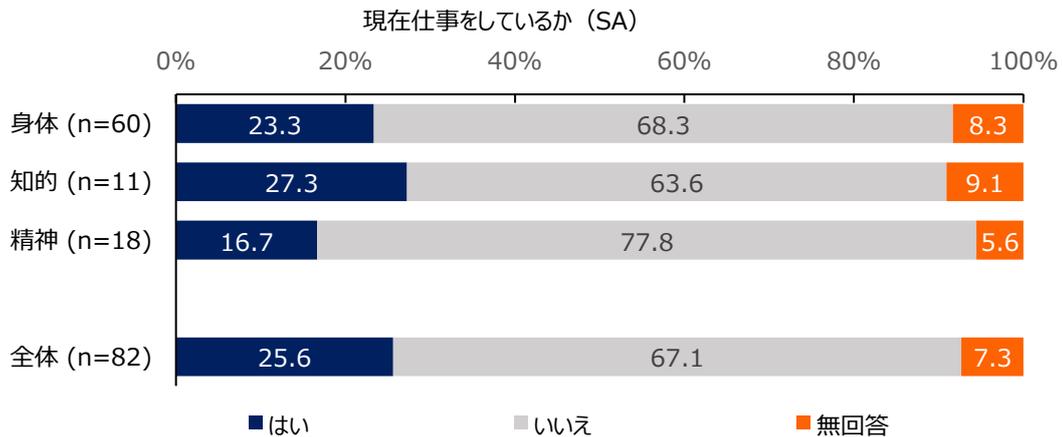


(5) 就労・就学について

《就労しているか》

あなたは、現在仕事をしていますか。(○は1つ)

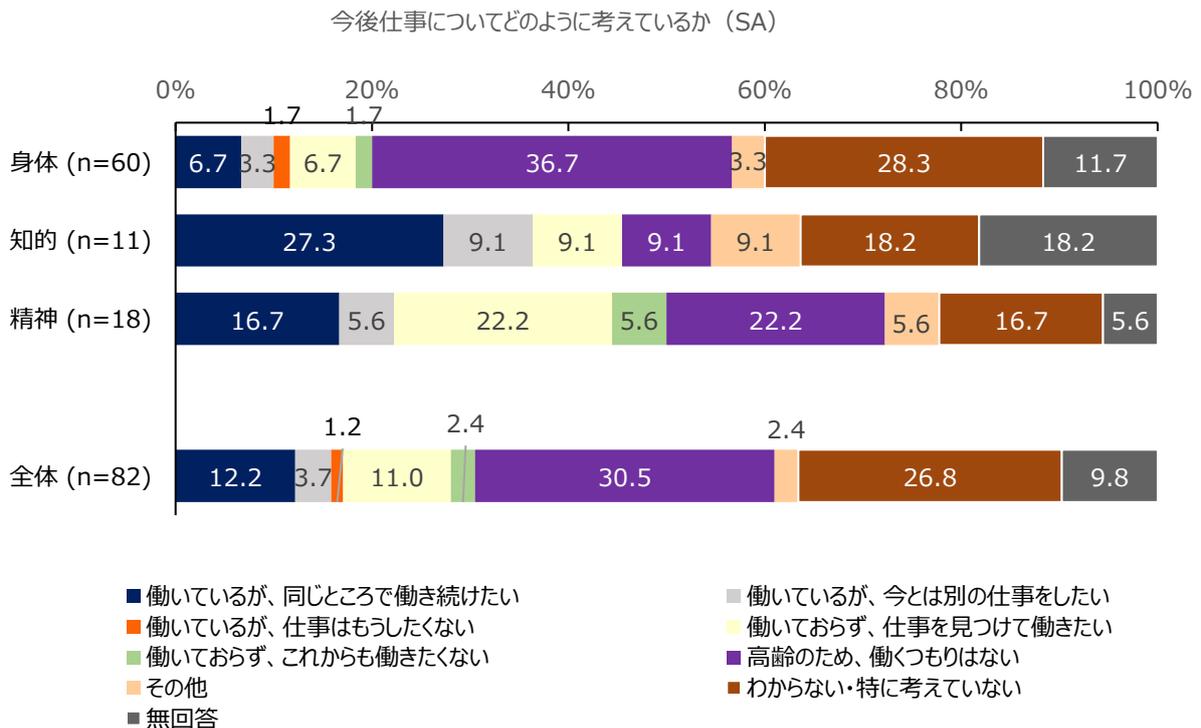
現在仕事をしているかについては、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「いいえ」(していない)が最も多くなっています。



《今後の就労に対する考え》

あなたは、今後仕事についてどのように考えていますか。(○は1つ)

今後、仕事についてどのように考えているかについて、「全体」および「身体」は「高齢のため、働くつもりはない」が、「知的」は「働いているが、同じところで働きたい」が、「精神」は「働いておらず、仕事を見つけて働きたい」、「高齢のため、働くつもりはない」が同数でそれぞれ最も多くなっています。

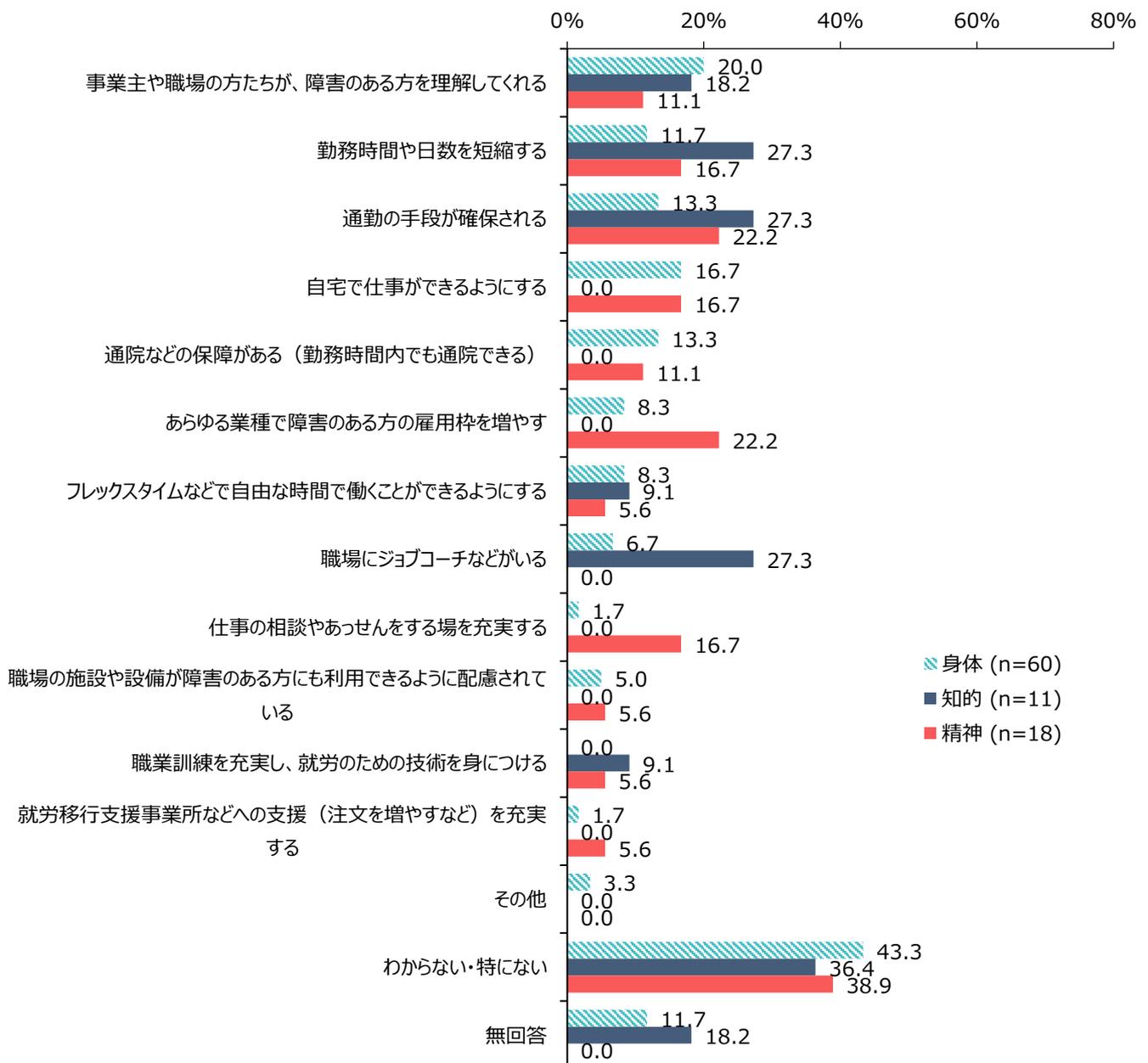


《働きやすくなるための条件》

今後、障害のある方が働きやすくなるためには、どのような条件や環境整備が必要だと考えますか。
 (〇は3つまで)

今後、障害のある方が働きやすくなるための条件や環境整備については、「わからない」が「全体」でも手帳別でも最も多くなっています。条件や環境整備の内容については、「全体」および「身体」で「事業主や職場の方たちが、障害のある方を理解してくれる」が最も多く、「知的」では「勤務時間や日数を短縮する」、「通勤の手段が確保される」、「職場にジョブコーチなどがある」が、「精神」では、「通勤の手段が確保される」、「あらゆる業種で障害のある方の雇用枠を増やす」がそれぞれ最も多くなっています。

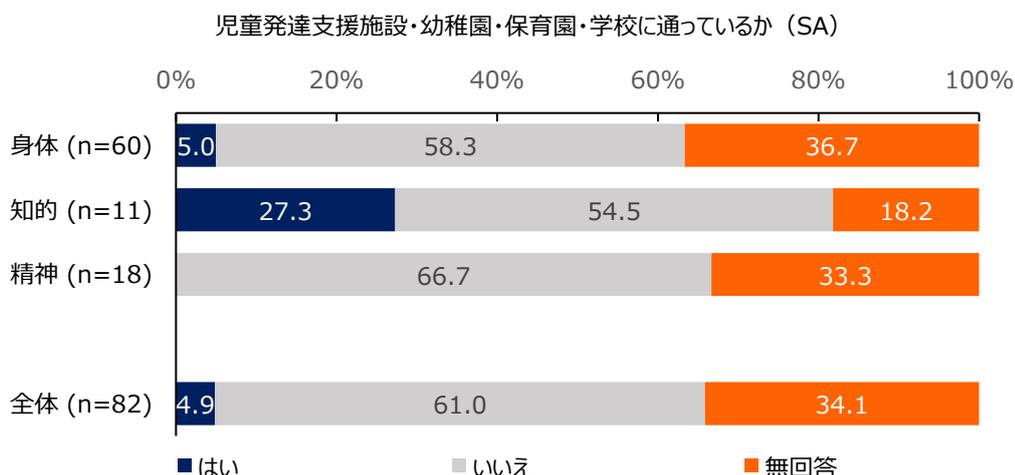
今後、障害のある方が働きやすくなるためには、どのような条件や環境整備が必要だと考えるか(MA)



《就学先》

あなたは、児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に通っていますか。(○は1つ)

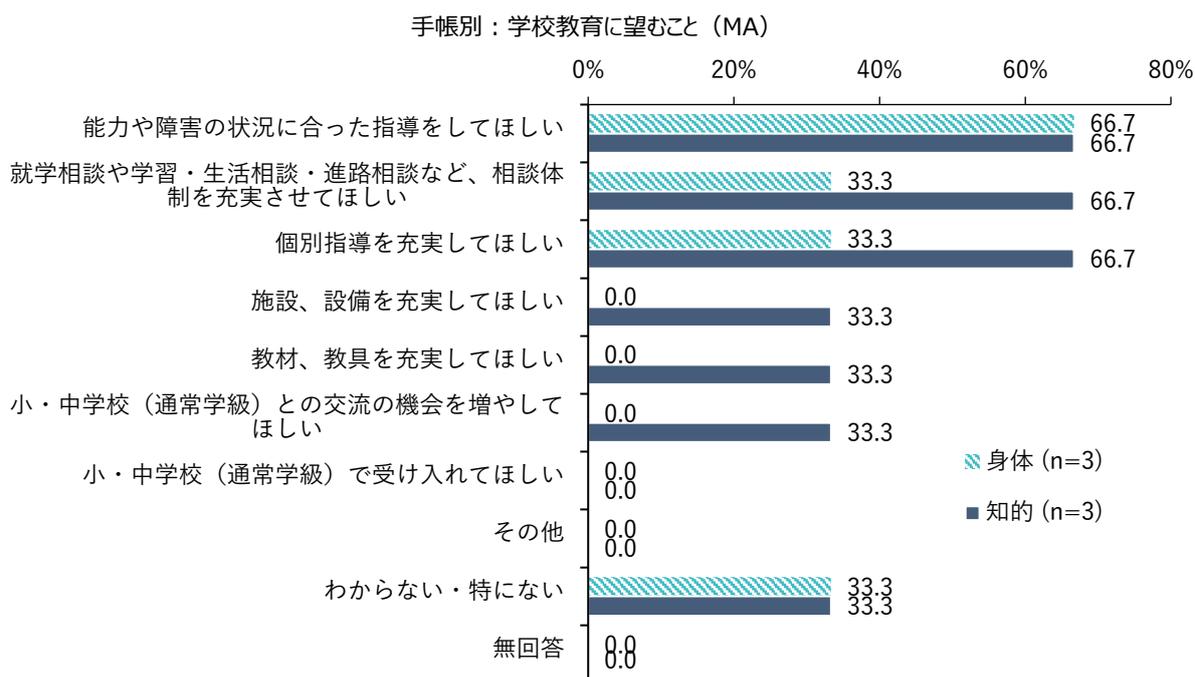
現在、児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に通っているかについては、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「いいえ（通っていない）」が最も多くなっています。「はい（通っている）」は、「知的」となっています。



《学校教育に望むこと》

学校教育に望むことはどのようなことですか。(○はいくつでも) ※就園・就学していると回答した方

サンプル数が少ないため参考値とします。



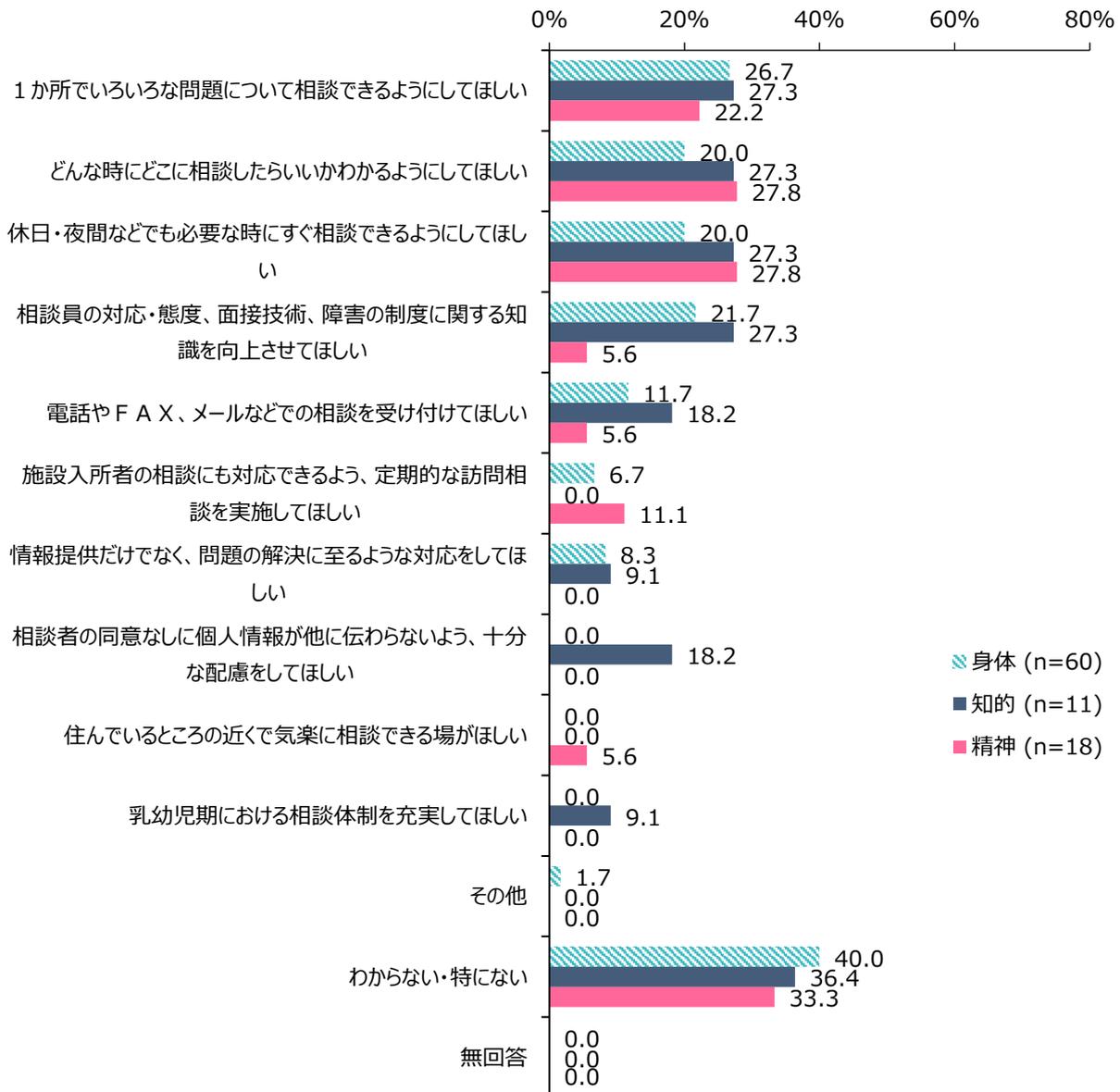
(6) 情報収集について

《今後充実を望む情報》

あなたにとって、今後充実してほしい情報は何ですか。(〇は3つまで)

今後充実してほしい情報については、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「わからない・特にない」が最も多くなっています。

今後充実してほしい情報(MA)

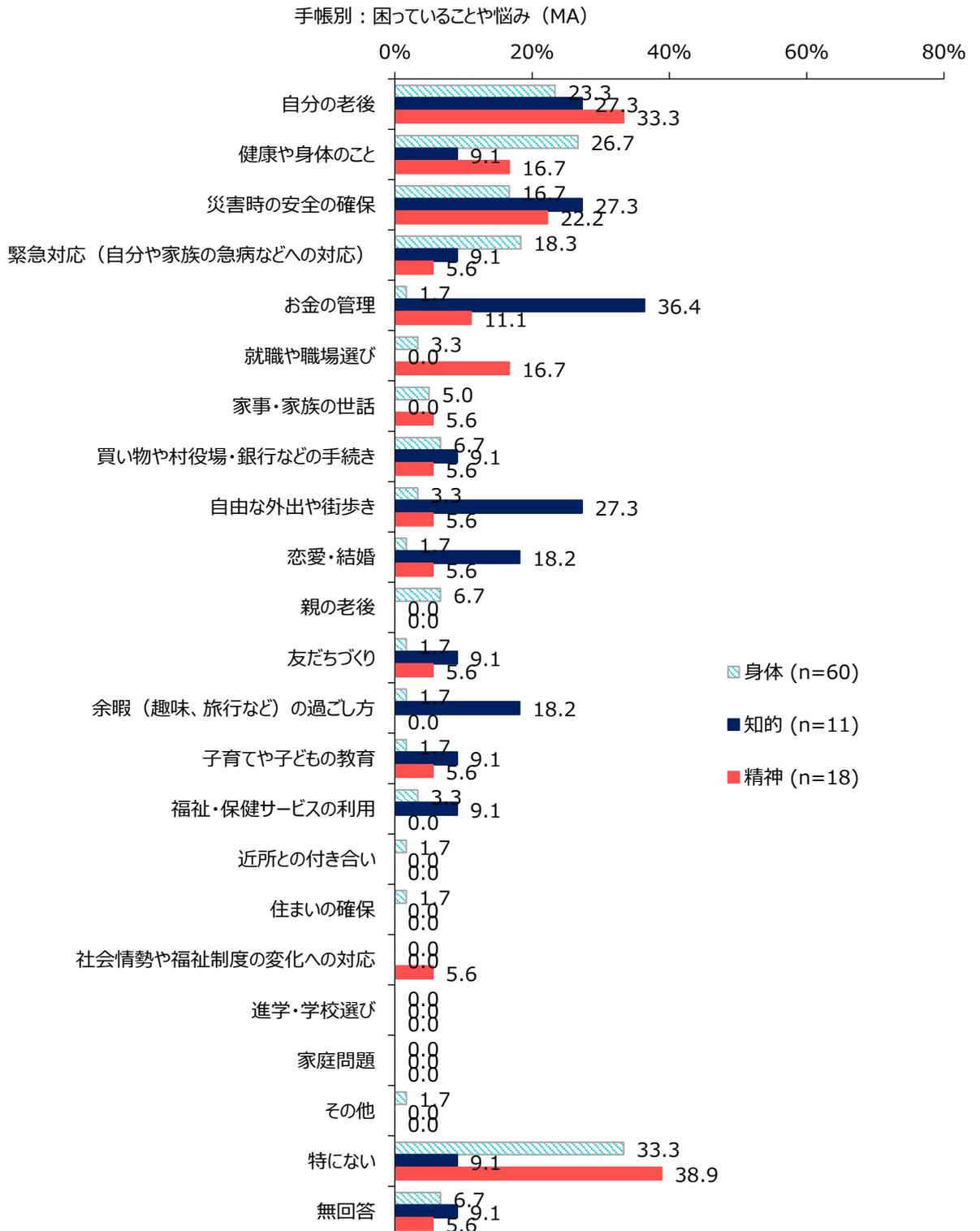


(7) 相談体制について

《現在の悩み・困りごと》

現在、困っていることや悩みはありますか。(〇は3つまで)

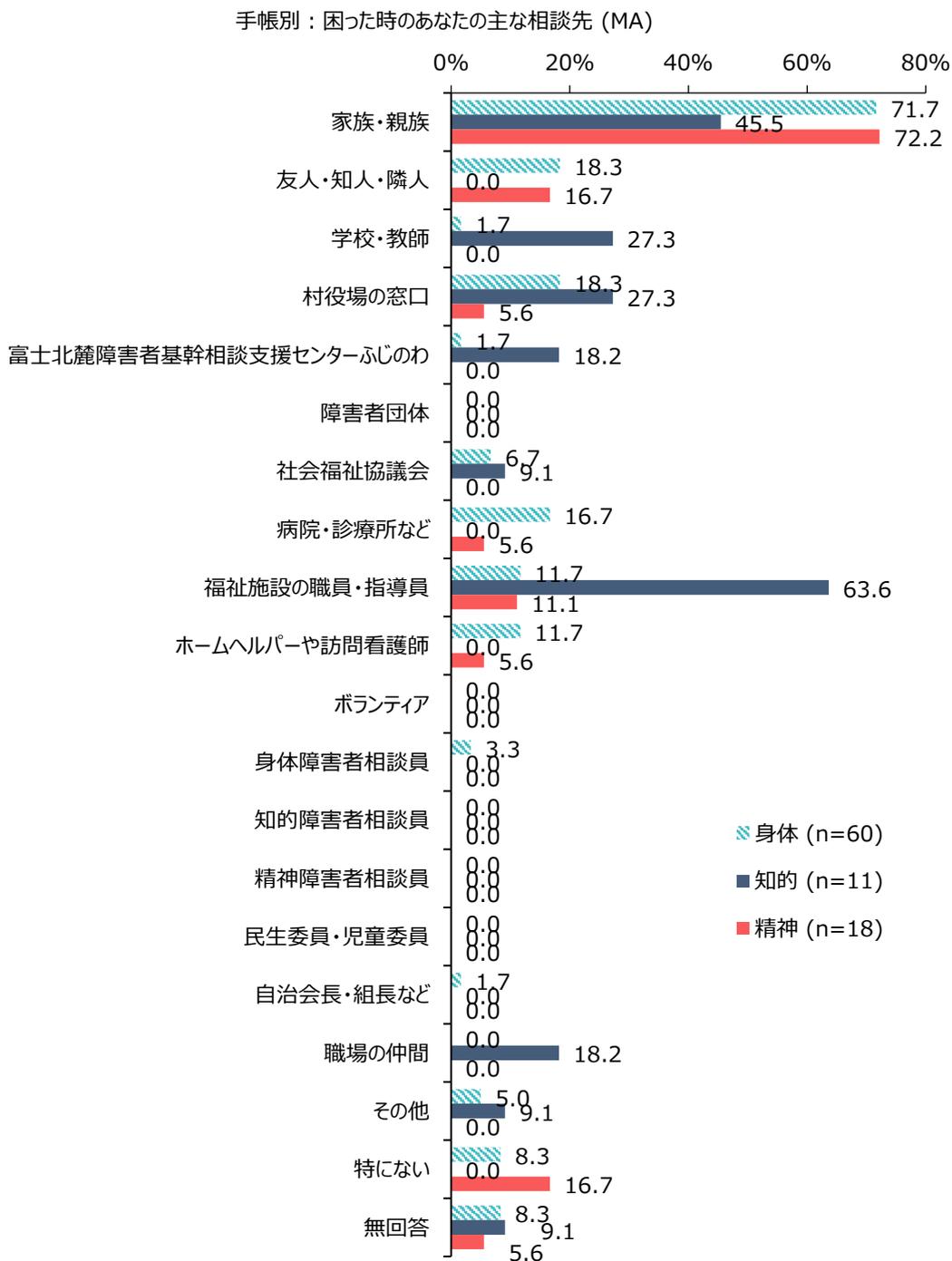
現在、困っていることや悩みについて、「全体」および「身体」と「精神」は「特にない」が最も多くなっています。悩みや困っている内容では、「身体」は「健康や身体のこと」、「精神」は「自分の老後」、「知的」は「お金の管理」がそれぞれ最も多くなっています。



《困った時の相談先》

困った時のあなたの主な相談先はどこですか。(〇は3つまで)

困った時の主な相談先について、「全体」および「身体」と「精神」は「家族・親族」が、「知的」は「福祉施設の職員・指導員」がそれぞれ最も多くなっています。

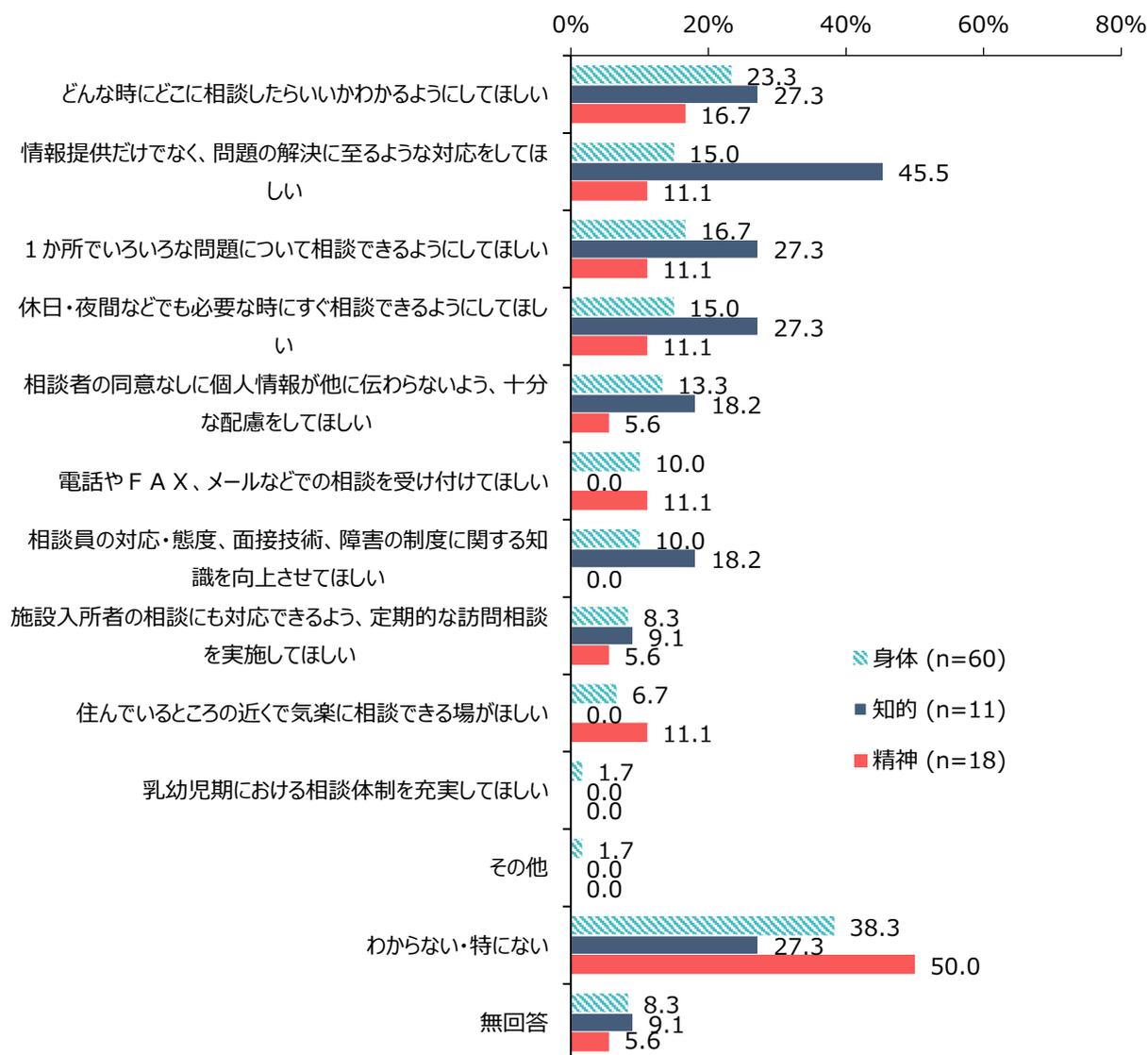


《今後の相談体制》

今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。(○は3つまで)

今後の相談体制として希望することについて、「全体」および「身体」と「精神」は「わからない・特にない」が最も多くなっています。内容としては、全体および「身体」と「精神」の希望する内容としては、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が、「知的」は「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が最も多くなっています。

福祉や生活に関する相談体制の希望 (MA)



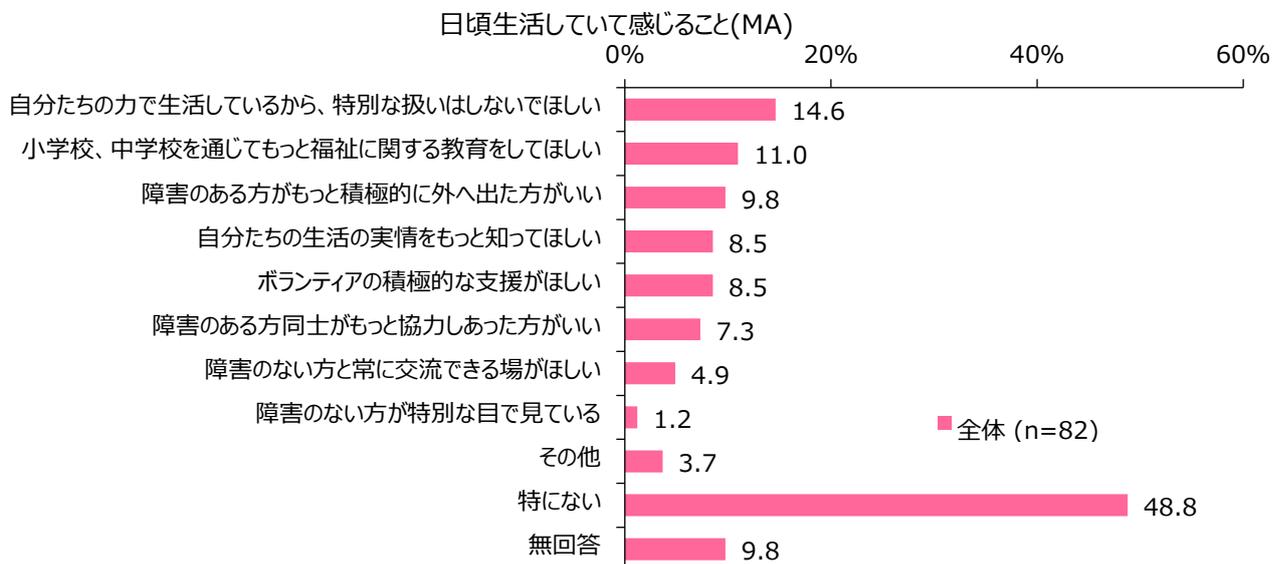
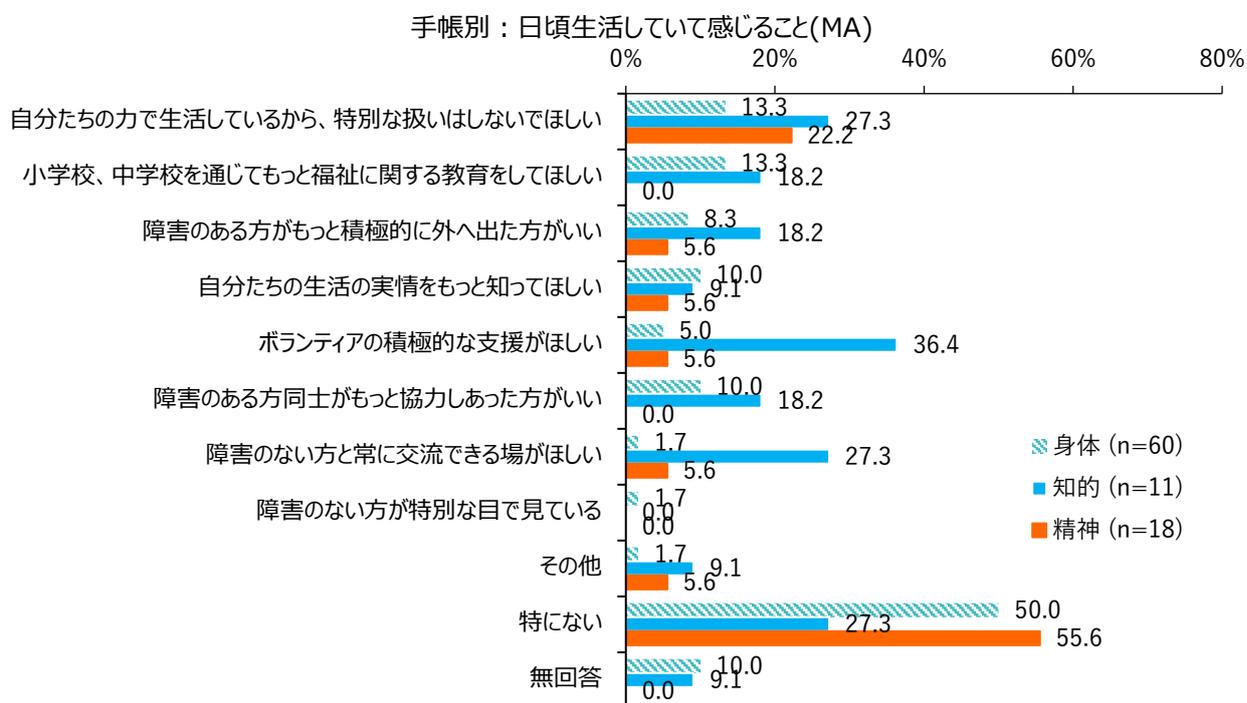
(8) 障害者に対する理解について

《障害者が日頃感じていること》

あなたが日頃生活していて感じることは、次のうちどれですか。(〇は3つまで)

日常生活で感じることに、**「全体」**および**「身体」と「精神」**は、「特にない」が最も多くなっています。

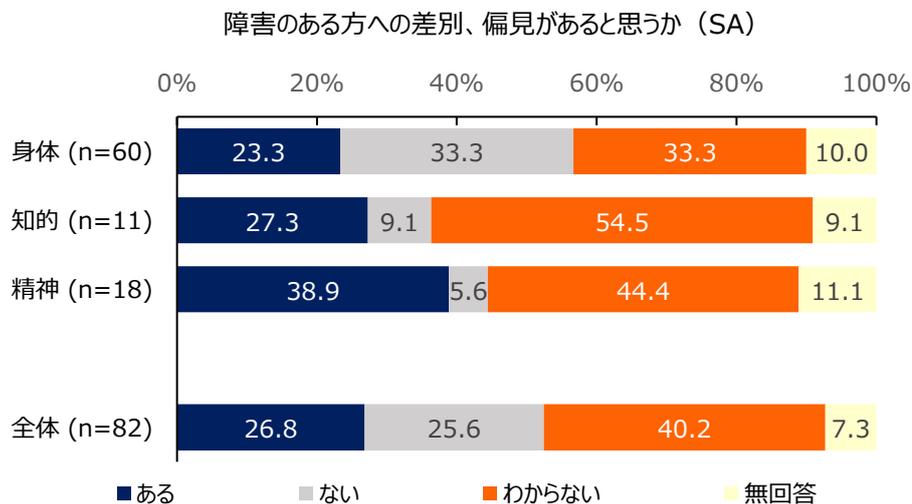
感じる内容について、「全体」および「精神」は「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いはしないでほしい」が最も多く、「身体」は「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いはしないでほしい」と「小学校、中学校を通じてもっと福祉に関する教育をしてほしい」が同数で「知的」は「ボランティアの積極的な支援がほしい」がそれぞれ最も多くなっています。



《障害者に対する差別・偏見》

あなたは、障害のある方への差別、偏見があると思われますか。(○は1つ)

差別、偏見があると思うかについて、「身体」は「ない」と「わからない」が同数で最も多く、「全体」および「知的」と「精神」は「わからない」が最も多くなっています。

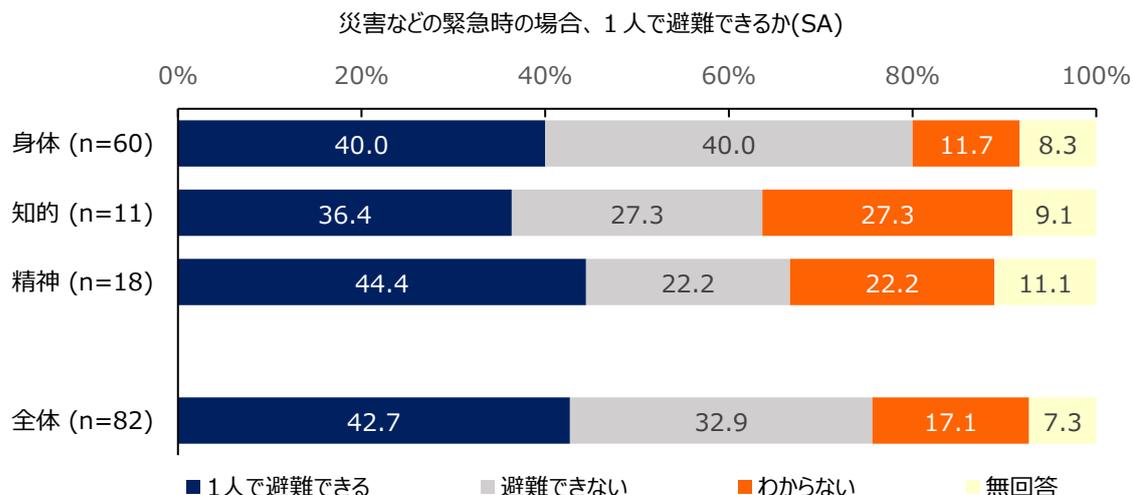


(9) 災害時について

《災害・緊急時における単独避難》

あなたは、災害などの緊急時の場合、1人で避難できますか。(○は1つ)

災害などの緊急時の場合、1人で避難できるかについては、「全体」および「身体」、「知的」、「精神」のいずれも「1人で避難できる」が最も多くなっていますが、「身体」では「避難できない」も同数で最も多くなっています。

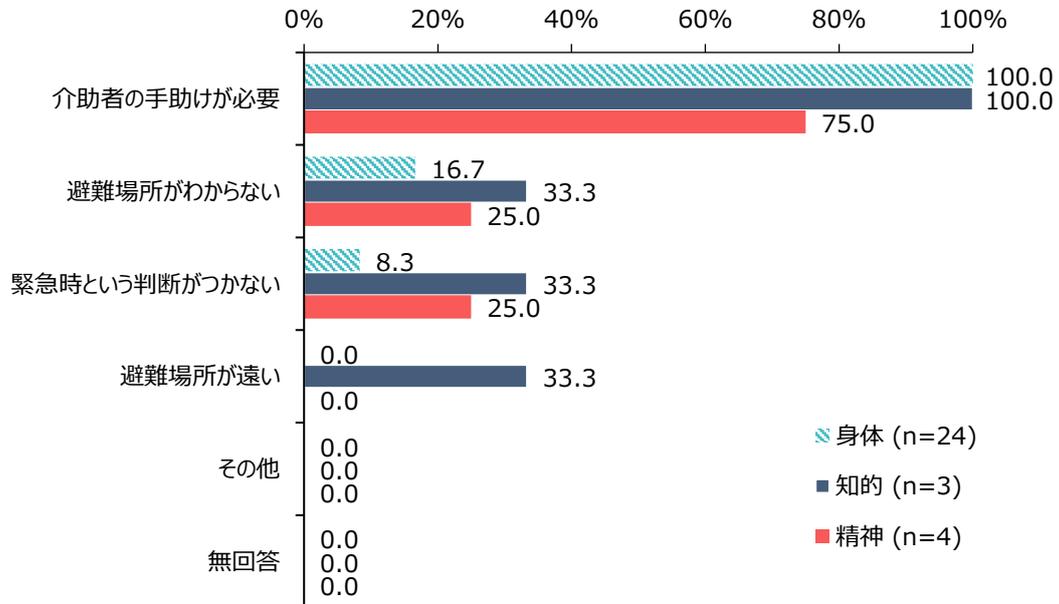


《単独避難できない理由》

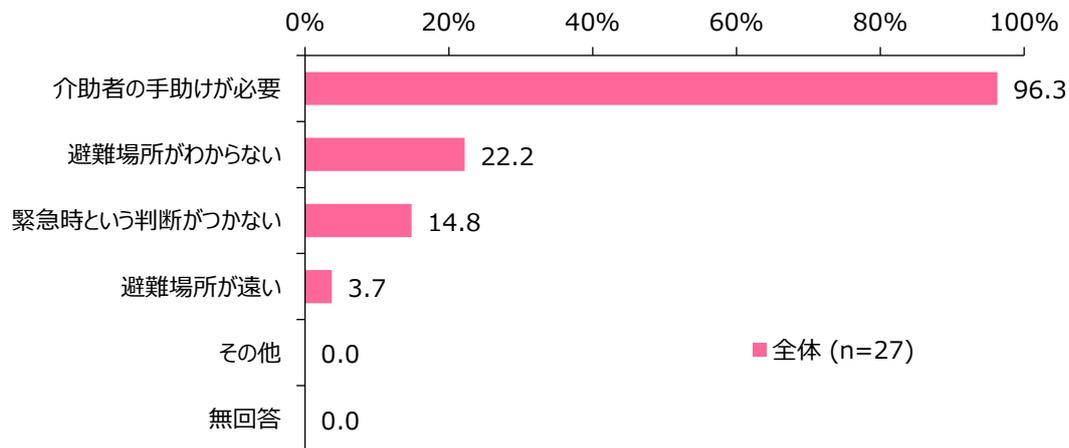
1人で避難できない理由は何ですか。(〇はいくつでも) ※1人で避難できないと回答した方

1人で避難できない理由について、「全体」および「身体」は「介助者の手助けが必要」が最も多くなっています。なお、「知的」と「精神」はサンプル数が少ないため参考値とします。

手帳別：1人で避難できない理由 (MA)



1人で避難できない理由 (MA)



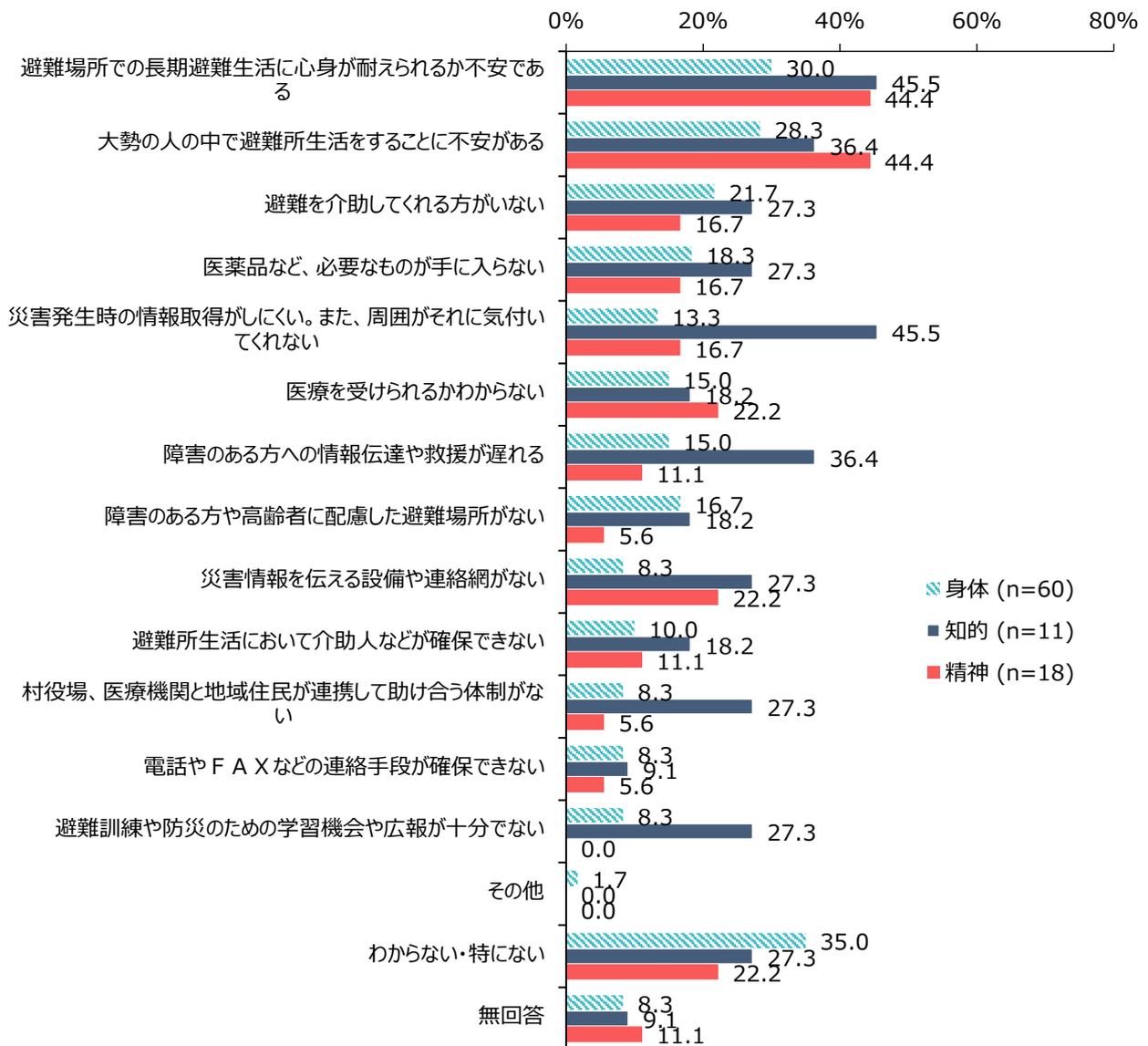
《災害時の不安なこと》

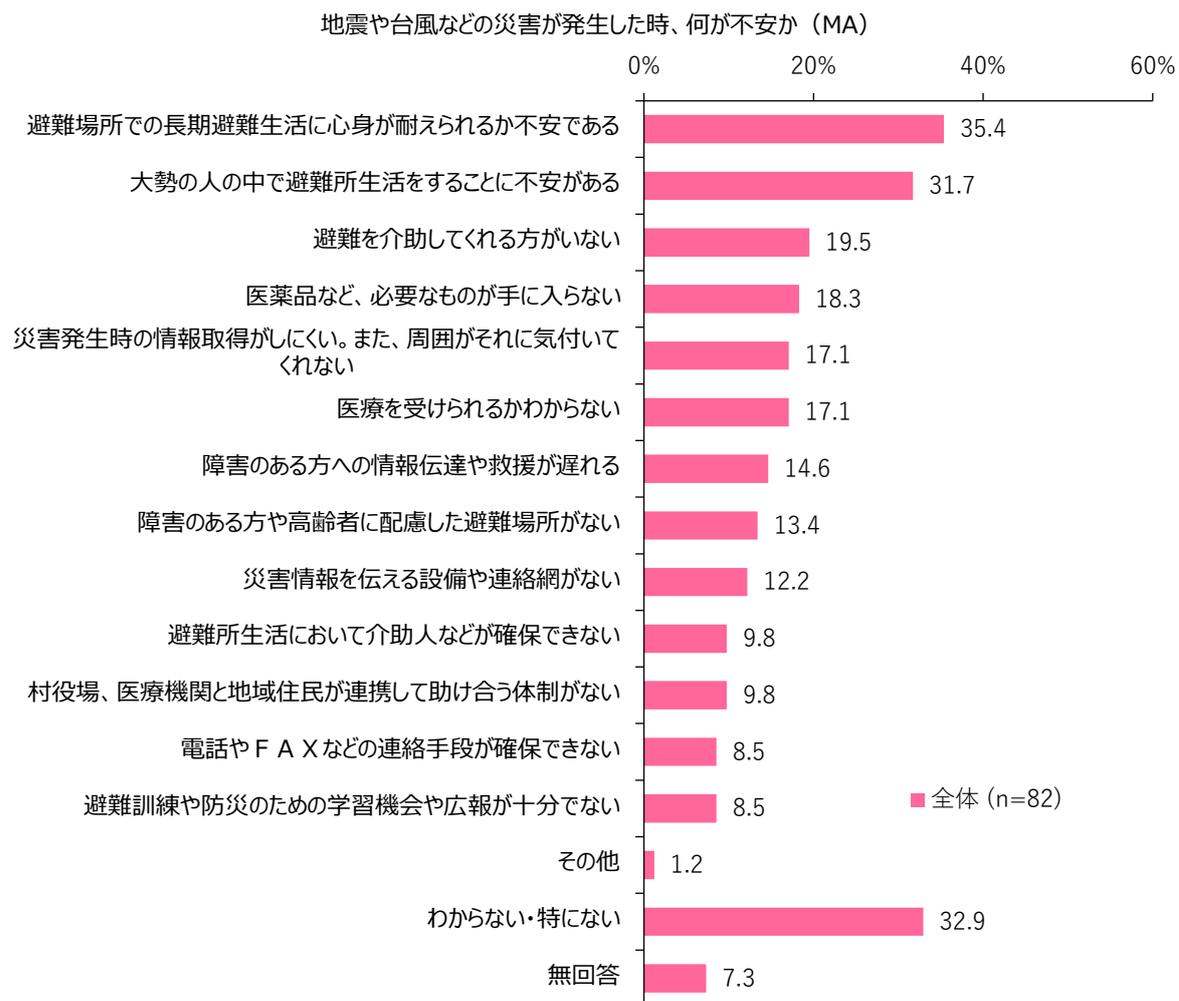
地震や台風などの災害が発生した時、何が不安ですか。(〇はいくつでも)

地震や台風などの災害時の不安について、「全体」では「避難場所での長期避難生活に心身が耐えられるか不安である」が最も多くなっています。

手帳の種類別では、「身体」は「わからない・特にない」が、「知的」は「避難場所での長期避難生活に心身が耐えられるか不安である」と「災害発生時の情報取得がしにくい。また周囲がそれに気付いてくれない」が同数で、「精神」は「避難場所での長期避難生活に心身が耐えられるか不安である」と「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が同数でそれぞれ最も多くなっています。

手帳別：地震や台風などの災害が発生した時、何が不安か (MA)





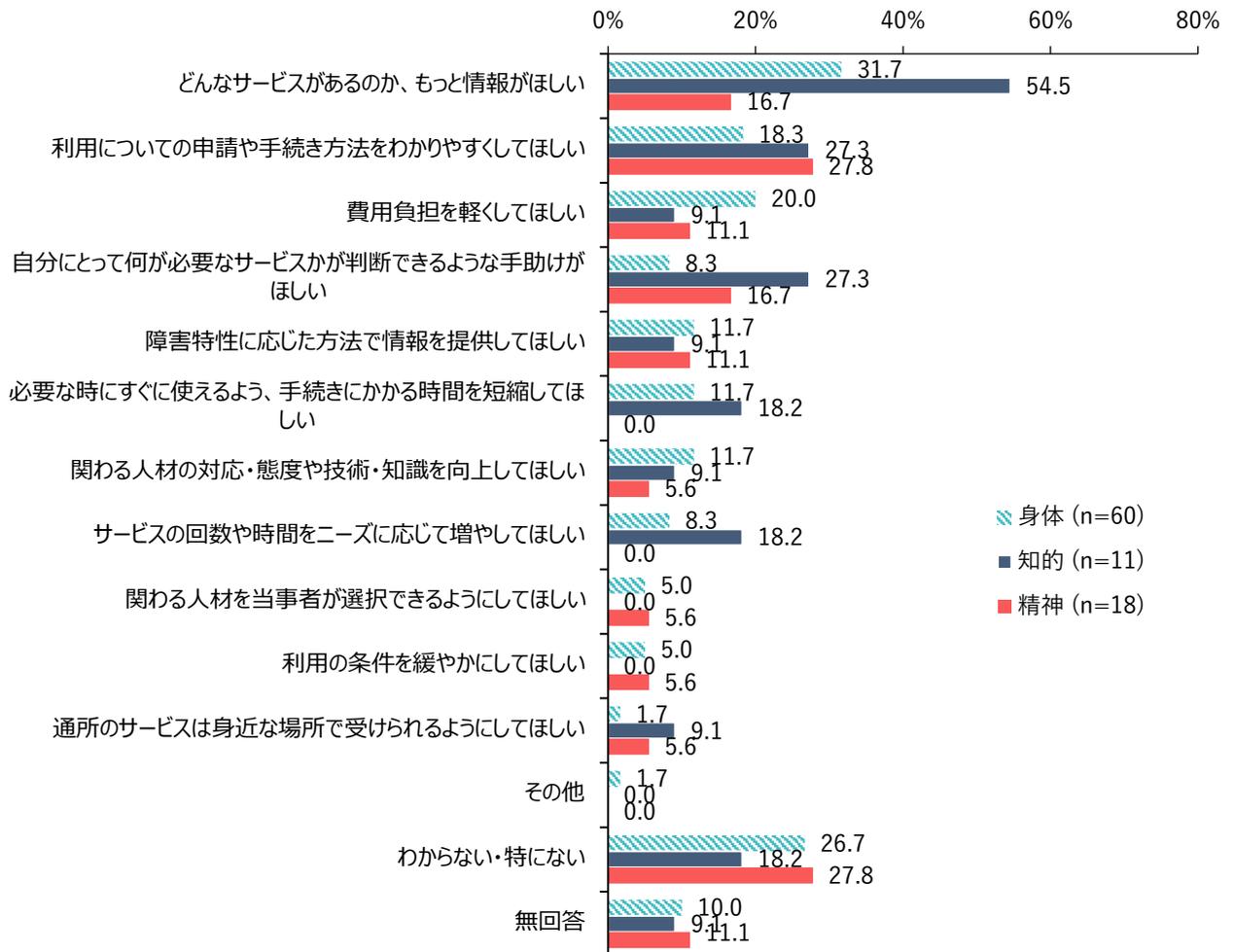
(10) 今後の取組について

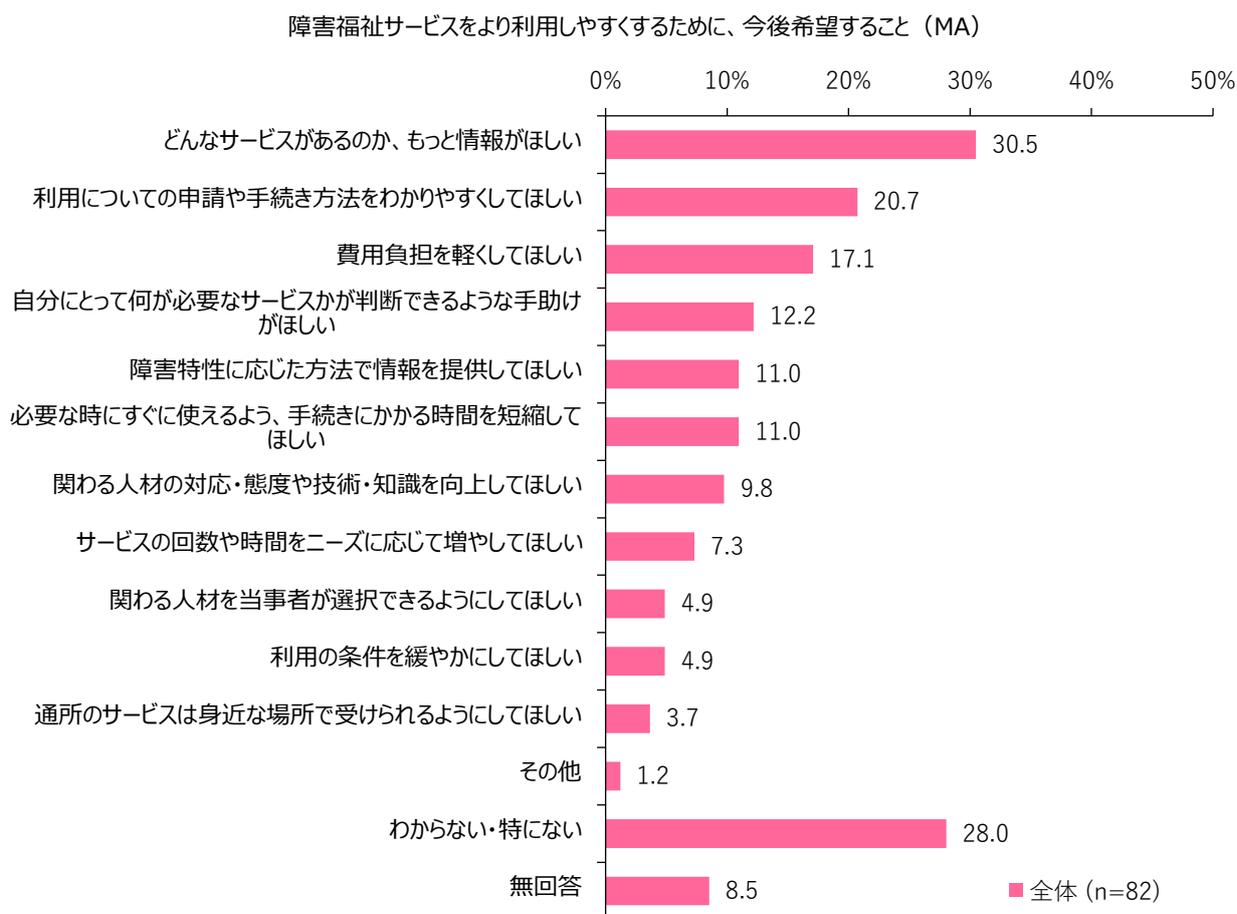
《障害福祉分野で希望すること》

障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。(〇は3つまで)

障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望することについて、「全体」および「身体」、「知的」は「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が、「精神」は「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」と「わからない・特にない」が同数でそれぞれ最も多くなっています。

手帳別：障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望すること (MA)





第3章 第3次計画の評価

第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するにあたり、現行の計画に対する取組内容を確認し、S～Dで評価しました。

評価の基準

- 評価 S: ほぼ達成している/達成済(進捗率 80%～100%)
- 評価 A: 概ね順調…必要な取組は全て行い順調に実施(進捗率 60%～80%未満)
- 評価 B: 取組中…取組はあるが不十分なもの。課題があり再考が必要(進捗率 40%～60%未満)
- 評価 C: 取組不十分…取り組み始めたばかりで評価判断が困難(進捗率 10%～40%未満)
- 評価 D: ほぼ未着手…現在の計画期間内で準備はしたものの着手できなかった(進捗率 0%～10%未満)

基本目標 1 とともに理解しあい、ささえあうために

1 障害のある人とない人の相互理解の促進【相互理解】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【啓発活動の推進】			
	広報紙及び各種イベント等の場を効果的に活用して普及活動を行い、「障害者差別解消法」等を踏まえて改正された「山梨県障害者幸住条例」の周知を図り、ノーマライゼーションのさらなる浸透をはじめ、福祉への理解と認識を深めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 村の保健センター、総合センターなどに障害者週間のポスターを掲示した。 ■ 「広報なるさわ」を通じて、障害者事業の記事の掲載、防災に関する記事の掲載を行った。 	S	今後も福祉への理解等に努めていく。
	「障害者週間」(12月3日～12月9日)など、様々な機会をとらえ、障害者や関係団体と連携しながら、ポスターの掲示や広報なるさわにおける啓発記事の掲載など、障害者等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。	施設にポスター掲示 村広報誌に記事掲載	A	
	【学校における福祉の啓発】			
福祉講話会、特別支援学校との交流会、居住地交流会等の機会を活用し、障害の有無に関わらず、思いやりの心を持てるよう福祉教育の充実を図ります。	県立ふじざくら支援学校との学校間交流	S	特別支援学校と鳴沢小学校の間で児童生徒間における交流促進のための共同学習を実施する学校として、鳴沢小学校と県立ふじざくら支援学校が共同学習学校間交流提携校として県の指定も受けており、実際の事業も行っている。更に、今後も継続することが予想される。	

	【交流機会の促進】			
	社会福祉協議会主催のふれあいバスや手話教室等の各種行事への参加を積極的に促すとともに、障害のある人とない人とが相互理解を深める機会の拡充を図っていきます。さらに、他市町村との交流も深めるため、富士北麓の「ふれあいの村まつり」等の行事への参加を進めていきます。	手話教室・ふれあいバスを開催	A	コロナ禍であったが、手話教室は毎年開催した。また、ふれあいバスは2年間中止したが、令和4年度にコロナの流行期を避け実施し、参加者の交流が図られ好評であった。
	交流機会への障害者の参加のため、手帳取得時に各種団体への加入促進を図るなど、広報に努めます。	身体障害者福祉会への勧誘	A	新規取得時に福祉会の概要を説明し、加入を進めている。

2 差別解消と権利擁護の推進【人権尊重・差別解消】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【虐待の防止】			
	障害者虐待防止法に基づき、福祉保健課内に設置している障害者虐待防止センターの機能及び関係機関と連携を強化し、虐待防止についての取組を実践していきます。	関係者と連絡を取り合い、予兆を察知し、対応した	S	H31、R2 虐待事例対応
	虐待防止に関する通報や相談などについての広報や普及啓発に努めます。	HPに掲載	S	
	【差別の解消】			
	「障害者差別解消法」に規定される基本方針に基づき、役場については合理的配慮の提供体制の確保に努めます。	職員対応要領を施行済み	S	適切に配慮している、クレームなどなし。
	地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、村民や事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や制度等の周知に努めます。	広報12月号に掲載	S	
差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。	基幹相談支援センター設置	S	相談先として浸透し、相談が年々増えているが、差別などの相談はない。	

【権利擁護】				
	障害者の人権を擁護し、自己決定を尊重するための成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。	ポスター・チラシの設置 専門職からのアドバイス	A	制度利用はとも少ないが、基本的な周知に加えて利用が必要と考えられる方に対して専門職から利用をすすめている。
	県社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。	パンフレットの設置	S	

3 地域福祉活動の推進【福祉活動】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【ボランティア活動の推進】			
	社会福祉協議会が中心となり、ボランティアの育成と組織化の充実を図り、障害者や支援が必要な高齢者の生活の質の向上を目指した活動を支援します。	夏休みボランティア教室・ボランティア研修を実施した	A	小学生を対象に介護・盲導犬や防災体験などのボランティア教室を開催した。また、ボランティア連絡会は、傾聴・介護等の研修を実施した。
	ボランティア活動に関する情報をできるだけ多く提供することで、誰もが気軽にボランティア活動に参加でき、また、ボランティア活動による支援を受けられるようボランティア活動の充実を図ります。	ボランティアだよりを発行	A	ボランティアだよりを4回/年発行し、情報の提供と啓発を図った。また、様々なボランティア活動を掲載した。
	地域共生社会の考えに基づき、障害者自身にも可能なボランティア活動への参加を働きかけ、社会活動ができるよう支援します。	障害の有無に限らず、全ての方に広く参加を働きかけている	A	

基本目標2 自分らしく学び、働き、社会に参加して生き生きと暮らすために

1 療育・保育・教育における支援体制の充実【療育・保育・教育】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【療育相談業務の充実】			
	障害（児）者の療育や指導については、村と保育所・小中学校及び児童相談所などが連携を保ちながら、保護者に対する相談・指導を充実させるほか、身近な相談が気軽にできるよう、村の保健師による相談を一層充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 村の保育所・小中学校及び児童相談所などが連携をとりながら障害（児）者の療育や指導の充実 身近な相談支援の実施 	B	障害（児）者の療育や指導については、村と児童相談所、医療機関、県の事業等を利用しながら、保護者に対する相談・指導を充実させるほか、身近な相談ができるよう、保健師による相談を一層充実させていきたい。ただ、富士北麓圏域自体に療育の出来る機関や医療機関の資源が少なく、保護者から発達発育の相談があっても、医療機関や療育の受けられる機関の受け皿が少なく、適切な医療や療育機関への利用までに時間を要してしまうのが現状である。
	【療育機能の充実】			
	福祉講話会、特別支援学校との交流会、居住地交流会等の機会を活用し、障害の有無に関わらず、思いやりの心を持てるよう福祉教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉講話会、特別支援学校との交流会、居住地交流会等の機会の活用 福祉教育の充実 	A	障害の有無に関わらず、障害（児）者に対する理解や思いやりの心を持った子に育つよう福祉講話会、特別支援学校との交流会、居住地交流会等の機会を作り福祉教育の充実が図れるように、一層取り組んでいきたい。
保育士や保健師が連携して学習会を開催し、知識や対応の向上を図っていきます。	保育士と保健師の知識や対応能力向上のための学習会の実施	A	保育士、保健師間で、研修内容について検討し、日頃より知識や対応能力向上のため研修会の実施をより一層充実させたい。	
0歳児から障害の早期発見、早期療育を行うため、新生児の健康管理の充実に努めるとともに、健診の結果や集団生活の中で気になる児童のフォローを行い、必要に応じて医療機関や福祉サービスの利用につなげていくなど、総合的な療育体制の充実を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児からの障害の早期発見、早期療育を行うための新生児の健康管理の充実 健診結果や集団生活の中で気になる児へのフォロー体制の充実 発達発育で気になる児への対応として、必要に応じて医療機関や福祉サービスの利用に繋げる 	A	0歳児からの障害の早期発見、早期療育を行うため、新生児の健康管理の充実に努めるとともに、相談・判定・検査・指導等、総合的な療育体制の充実を図っていきます。	

【就学前教育の充実】			
障害児の就学前教育については、保育所の受入側はもとより、保健・福祉・教育の連携をさらに強化し、個々の障害のケースをよく理解して、その推進に努めていきます。また、そのための保育士の加配など無理のない体制の中で内容の充実に努めるとともに、保護者に対する就学相談の一層の拡充を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の就学前教育について：保育所の受け入れ、保健・福祉・教育機関の連携の実施、個々の障害のケースを理解と推進 保育士の加配の配置、無理のない体制の中で内容の充実 	A	障害児の就学前教育については、保育所の受入側はもとより、保健・福祉・教育が連携して、個々の障害のケースをよく理解し、その推進に努めていきます。また、そのため、保育士の加配など無理のない体制の中で、内容の充実に努めるとともに、保護者に対する就学相談の一層の拡充を図っていきます。
小学校への就学前には、教育センター・児童相談所・療育機関等の専門機関と連携をとり、当該児にとってどのような環境が望ましいか、保護者の理解を得ながら考え、対応していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対する就学相談の一層の拡充 保護者との合意形成を基にしたインクルーシブ教育※の推進 	A	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援連携協議会を実施する他、園児や児童の様子を実際に観察し、各種検査などの客観的かつ専門的な知見を交え、児童にとっての環境を構築していきます。 小学校への就学前には、教育センター・児童相談所・療育機関等の専門機関と連携をとり、当該児にとってどのような環境が望ましいか、保護者の理解を得ながら考え、対応していきます。
【義務教育の充実】			
障害を持つ児童の育成上、最も適切な指導が受け入れられるよう、教育委員会・保健所・児童相談所などの関係機関と連携を綿密に取り、家庭との話し合いの上、充実を図っていきます。	インクルーシブ教育の推進	B	各種会議を有効活用し、専門的かつ有意義な対応が、児童のみでなく、家庭環境にも配慮できる小学校での学習環境の構築を目指します。
障害を持つ児童が、将来その能力、適性に応じた仕事に就労できるよう、キャリア教育等を通じて「生きる力」を育成し、義務教育段階でそのための基礎づくりに努めるとともに、進路を見つめる努力をしていきます。	インクルーシブ教育の推進	B	各種会議を有効活用し、専門的かつ有意義な対応が、児童のみでなく、家庭環境にも配慮できる小学校での学習環境の構築を目指します。

※インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

2 雇用・就労への支援の充実【就労】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【企業等に対する障害者雇用の働きかけ】			
	国、県や労働関係機関と連携して、村内の企業等に障害者の雇用と理解について継続的に広報・啓発していきます。	パンフレットを障害者の利用が一番多い庁舎に設置	S	
	職場適応訓練などの手当を雇用主へ支給する各種助成金制度の活用についての啓発を行います。	パンフレットを障害者の利用が一番多い庁舎に設置	S	
	富士北麓圏域の自立支援協議会と連携して、障害者を雇用している企業に対する優遇措置の拡充を県や国に要望していきます。	自立支援協議会を通じて要望	S	
	【就労対策の推進】			
	重度障害者の雇用の促進にあたっては、短時間勤務、在宅就労などの多様な勤務形態の普及に努めていきます。また、福祉的就労の場として、周辺市町村の地域活動支援センター等との連携を図りながら、可能な限り一般就労への対策を考慮していきます。	該当者がいないが、相談を受けた際は随時連携を図っていく	A	
	関係機関、近隣市町村との広域的な連携のもと、就労の普及、就労の場の整備を図るよう努めていきます。	自立支援協議会の就労支援部会において協議している	S	
	【施設整備の充実】			
就労が困難な障害者が通所し、就労に必要な訓練を行う施設と就労の施設及びケアの施設は極めて必要となりますが、小規模で障害者も少数の本村での整備は、財政面でも困難であり、効率的でない現実もあります。そのため、施設整備に関しては、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーション等、近隣市町村の関係施設との連携をとりながら、今後も、支援体制の強化に取り組めます。	自立支援協議会の就労支援部会において協議している	S		

【就労移行・継続支援の実施】				
	一括した職業リハビリテーションサービスを提供する山梨県障害者職業センターとの連携のなかで、一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、一般企業等で就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援を、B型を中心に促進していきます。	相談員と連携し、最適なサービスを提供している。	S	

3 社会参加活動の充実・促進【社会参加】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【生涯学習の充実】			
	社会教育での各種教室の場を活用し、障害者にも積極的に声をかけ、多数の参加を促進するとともに、障害者の自立と社会参加を促すため、手芸・パソコン教室などの各種講座を開設し、地域における学習・文化活動を推進していきます。	各種教室の開催	B	生涯学習については、障害のあるなしに関わらず一般住民に広く参加を呼びかけている。障害に特化した講座は開設していないが、障害のある方が参加する場合は配慮をする。
	【スポーツ活動機会の充実】			
	障害者のスポーツの取組状況や各種スポーツ大会などへの参加意向を踏まえ、関係スポーツ団体等に障害者の競技への参加を要請します。	各種教室、スポーツ大会の開催	B	スポーツ活動についても、障害のあるなしに関わらず一般住民に広く参加を呼びかけている。毎年6月には高齢者福祉スポーツ大会を実施しているが、障害だけに特化した機会は設けていない。
	【移動・外出の支援】			
	近隣市町村や事業所と協力し、同行援護、行動援護、移動支援、有償運送サービスの提供体制づくりと充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域生活支援事業の移動支援の利用 ▪ 富士北麓圏域の福祉有償運送の実施 ▪ 自立支援協議会の地域部会において協議している 	S	福祉有償運送（不二の里森福祉会） 移動支援 14 時間（R4）
公共交通機関について、障害のある方が安心して利用できるよう、事業者への理解と協力を求めています。	自立支援協議会の地域部会において協議している	S		
障害者が外出する際に利用するタクシー運賃の助成制度の周知及び活用を図るとともに、県内すべてのタクシーが利用できるように事業の充実に努めます。	R3 広報にて周知	S		

施策の展開	公共交通機関について、障害のある方が安心して利用できるよう、事業者への理解と協力を求めています。	自立支援協議会の地域部会において協議している	S	
	障害者が外出する際に利用するタクシー運賃の助成制度の周知及び活用を図るとともに、県内すべてのタクシーが利用できるような事業の充実に努めます。	R3 広報にて周知	S	
	【コミュニケーション支援】			
	手話通訳者等の周知活動を継続し、手話通訳者や要約筆記者の派遣の充実に努めます。	聴覚障害者への周知は既にされており、派遣も積極的に実施されている。	S	派遣回数 65 回 (R4)

基本目標3 住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活するために

1 保健・医療の充実【保健・医療】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【予防活動】			
	<p>障害・疾患の予防や早期発見に努めるために次の事業を継続して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 妊娠前 ◎保健所との連携による遺伝相談の紹介 ▪ 妊娠中 ◎妊婦健康診査 ◎妊婦教室 ▪ 出生後 ◎新生児訪問 ◎月齢、年齢をおった乳幼児健診 ◎すこやか相談(発達相談) ◎巡回相談(児童相談所との連携) ◎ちびっ子サロン、おしゃべりサロン、子育てサロン ▪ 成人・高齢者 ◎健診の受診率を高める活動 ◎組織活動の活発化 ◎成人・高齢者への健康教室の開催 ▪ 精神障害(児)者への理解を深める啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 妊娠前 ◎保健所との連携による遺伝相談の紹介 ▪ 妊娠中 ◎妊婦健康診査 ◎妊婦離乳食教室 ◎妊娠5カ月、9カ月時に電話相談を実施 ▪ 出生後 ◎新生児訪問 ◎月齢、年齢をおった乳幼児健診 ◎すこやか相談(発達相談) ◎巡回相談(児童相談所との連携) ◎ちびっ子サロン、おしゃべりサロン、子育てサロン ▪ 成人・高齢者 ◎健診の受診率を高める活動 ◎組織活動の活発化 ◎成人・高齢者への健康教室の開催 ▪ 精神障害(児)者への理解を深める啓発活動 	A	母子に関わる事業については、きめ細かく行われており、相談できる機会が多い。対応できる専門職種についても、助産師、社会福祉士が増え、相談体制の充実ができた。また、新規事業として社会福祉士による定例の相談会が開催されるようになり、全てのライフサイクルへの支援が行われている。
	【在宅支援活動】			
	訪問指導・訪問看護の提供をし、各種福祉サービスの利用・紹介と福祉との連携を図りながら、在宅介護を支援します。精神障害者の作業所への通所・社会復帰への支援も行います。	訪問指導・訪問看護の提供をし、各種福祉サービスの利用・紹介と福祉との連携を図りながら、在宅介護を支援。精神障害者の作業所への通所・社会復帰への支援の実施	A	訪問指導、看護が必要なケースについては、関係機関と連携し、在宅支援ができています。社会福祉士の採用により、専門性を活かした支援が可能になると考える。
	保育士や保健師が連携して学習会を開催し、知識や対応の向上を図っていきます。	保育士、保健師合同の学習会を開催している。	A	
【医療との連携】				
医療機関との連携を強化し、障害の種別や程度に合わせて、それぞれの働きかけの方向性を調整し、効果的な支援ができるように図ります。	発達障害児支援については、保育士・保健師が医療機関との連携を強化し、障害の種別や程度に合わせて、それぞれの働きかけの方向性を調整し、効果的な支援を行っている。	B	発達障害児支援については、医療機関への同行等で連携が図られている。成人や高齢の障害者支援については手帳取得時や、障害福祉サービス利用時の調整にとどまっている。	

2 自立した生活を支えるサービスの充実【福祉サービス】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【訪問系サービスの充実】			
	日常生活に支障がある障害（児）者に対し、家庭の家事、介護等日常生活を援助するホームヘルプサービスを提供し、福祉と連携を図りながら訪問系サービスの充実に努めます。	居宅介護・重度訪問介護	S	
	障害者の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、通所による生活介護や就労支援等の日中活動系サービスの充実に努めます。	生活介護・就労継続支援A・B型利用	S	
	保護者または家族の疾病等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となる心身障害（児）者の適切な処置を確保するため、施設等に入所させて、その保護を行う短期入所サービスの充実に努めます。	短期入所利用	S	
	【相談支援における適切なケアマネジメントの推進】			
	平成29年4月に、富士北麓地域6市町村（富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村）共同で開設した障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に、多種多様な障害態様に対応できる相談事業の充実を図るとともに、障害者の自立に結びつく適切なサービスを支援するケアマネジメント体制を推進します。	富士北麓圏域基幹相談支援センターを設置し、相談事業の充実を図っている	S	
	【居住の場の整備】			
	富士北麓圏域内のグループホーム整備について、障害者本人や保護者の高齢化、「親亡き後」も見据えて、広域的な話し合いを継続的に協議します。	協議の場の体制は整備している	A	自立支援協議会で協議したいが、優先順位で取り組めていない。
【補装具の交付・日常生活用具給付制度の推進】				
障害者のハンディキャップを補う補装具の交付を行うとともに、重度心身障害（児）者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付、または貸与を促進していきます。	希望者に対し、状況に応じて必要な用具等を支給している	S		

【医療費助成の推進】			
障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に、重度心身障害者医療費助成制度の周知に努め、医療費の負担軽減を支援します。	重度心身障害者医療費助成制度により、医療費の軽減が実施されている	S	
【難病患者の在宅福祉サービスの推進】			
在宅の難病患者とその家族への福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行うなど、在宅難病患者の福祉事業に対応していきます。	希望者がいないため、未実施だが随時対応していく	A	
【生活福祉資金貸付制度の普及】			
障害者の安定した生活を助長するための生活福祉資金の貸付について活用を図るため、社協だより等を通じて啓発するなど、制度の普及に努めます。	社協だよりに掲載し周知	A	社協だよりに掲載し、関係者に広く周知が図れた。

3 誰もが暮らしやすい村づくり【生活環境】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【公共的建築物の整備】			
	公共的建築物について、「山梨県障害者幸住条例」に基づき、多くの村民が利用する建築物の福祉的配慮を一層推進するとともに、既存の建築物も含めた中で、できるものから計画的に整備を進めていきます。	バリアフリー化 多くの村民が利用する福祉的な配慮が整備された施設推進の検討	B	温泉施設や道の駅など利用が多い施設を優先して整備を実施。財政上、政策上の過程で積極的に改善に取り組むことが困難な状況。
	【居室整備費給付の推進】			
	日常生活環境を改善することを目的に、在宅の重度心身障害者の専用居室、浴室、便所等を整備する際の経費の貸付制度の普及・啓発を図るため、該当と思われる障害者に対して、継続的な情報発信に努めていきます。	希望者いないため、未実施だが随時対応していく	A	
【福祉のまちづくりの推進】				
施設等のハード面でのバリアフリー化だけではなく、ソフト面である心のバリアフリーも含め、障害者や高齢者を含むすべての村民が、安全かつ快適に生活できる環境の基盤整備を促進するため、「山梨県障害者幸住条例」に基づくまちづくりを、村民と行政が一体となって進め、障害者が安全かつ快適に生活できる環境基盤の整備に努めていきます。	社会福祉士の配置と基幹相談支援センターを設置し、問題の吸い上げ、解決の体制を整えた	S		

4 防災・安全対策の充実【防災・防犯】

	計画記載内容	具体的な取組内容	評価	備考
施策の展開	【防災体制の確立】			
	防災訓練時には、民生委員・児童委員、自治会、中学生、高校生等の協力も得て、障害者を含めた参加を促進するとともに、福祉避難所を利用する訓練についても検討していきます。	防災訓練	A	障害者を含めた避難所までの移動訓練を実施し、また訓練時に福祉避難所（小学校特別支援教室）を見て、実際の避難の際の配置や問題点等の検討を行った。
	自分の身は自分で守る「自助」、近隣の方々と協力する「共助」等、助け合い意識の啓発に取り組みます。	防災訓練	A	防災リーダーを主体とした避難所の運営訓練や避難訓練を行った。また、避難訓練時に近隣への呼びかけなどを行った。
	【在宅障害者緊急通報システムの整備】			
	在宅のひとり暮らし重度身体障害者の急病、または事故等の緊急時に迅速な救助ができるよう、緊急通報機器の設置を促進し、障害者の日常生活上の安全の確保と不安の解消を図っていきます。	未実施	D	
	【避難行動要支援者台帳の整備】			
障害者、障害児を含める避難行動要支援者について、日頃から災害時に必要な措置を実施するための基礎となる名簿（台帳）の整備に努め、有事の際には警察や消防等の避難支援関係者に情報を提供します。	整備	S	必要と考えられる方へ個別に周知し、申請を受けている。	

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村では、障害者基本法の基本的な思想である <ノーマライゼーション※> と <リハビリテーション※>の考え方に基づき、誰もが一生安心して生活できる福祉社会の実現を目指して、“互いの個性を尊重し、支え合い、自立して生活できる共生社会の実現”を目指して障害福祉施策に取り組んできました。

この共生社会の実現に向けては、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが必要です。

住民同士の強いつながりを活かし、支え合い、お互いを尊重し、その人らしい自立した生活が送れる地域共生社会の重要性を考慮し、「互いの個性を尊重し、ささえあい、自立して生活できる地域共生社会の実現」を基本理念とします。

基本理念

互いの個性を尊重し、ささえあい、
自立して生活できる地域共生社会の実現

※ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会である、とする考え方。

※リハビリテーション：障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

2 基本目標

本村の現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念である“**互いの個を尊重し、ささえあい、自立して生活できる地域共生社会の実現**”を目指すため、以下の3つを基本目標とし、各種施策や事業に取り組んでいきます。

基本目標 1

ともに理解・尊重しあい、ささえあうために

相互理解 / 人権尊重・差別解消 / 福祉活動

障害の有無に関わらず、すべての人が社会の一員として充実した生活を送るためには、本人が適切に意思決定を行い、その意思が表明され、尊重される体制が必要不可欠です。そのために、様々な媒体等を活用した障害理解の広報活動はもとより、障害当事者団体やボランティア、学校、事業所・企業、地域組織等と連携して、交流活動などを通じた障害に関する知識の普及やノーマライゼーションの啓発に取り組み、障害のある人とならない人がお互いを理解しあい、ささえあえる村づくりを推進します。

基本目標 2

自分らしく学び、働き、社会に参加して生き生きと暮らすために

療育・保育・教育 / 就労 / 社会参加

社会の中での役割をもち、教育を受けることや就労することの意義は極めて大きいものがあります。障害のある児童や大人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい学生生活や社会生活を営むことができるよう、環境の整備や支援の充実を図っていきます。また、障害者が日常生活での外出や余暇活動、地域の行事への参加等について、安心して気軽にできるよう、社会的障壁※を除去し、環境の整備に努めていきます。

※社会的障壁：障害を有する者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう。

基本目標
3

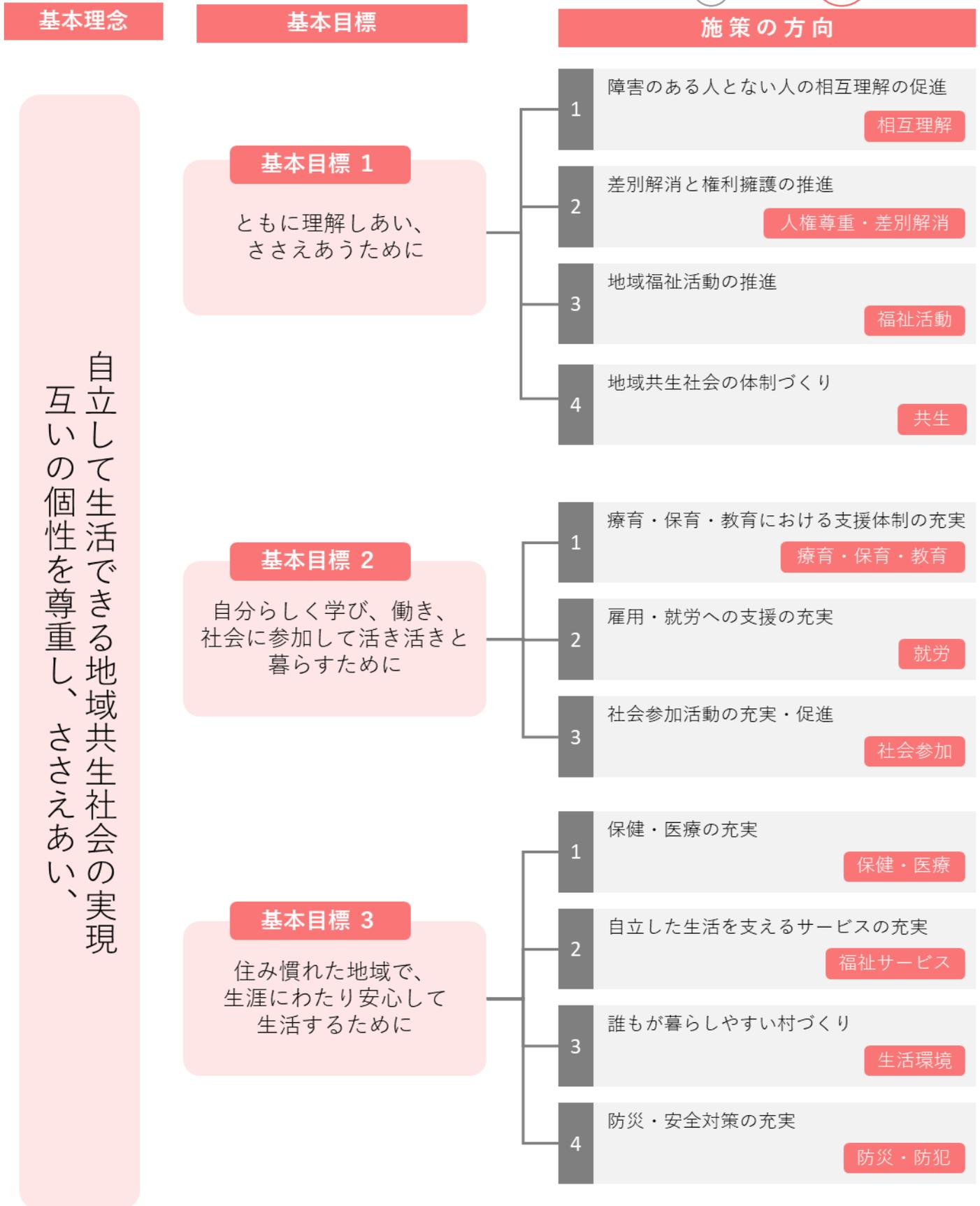
住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活するために

保健・医療 / 福祉サービス / 生活環境 / 防災・防犯

障害者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続するためには、在宅での生活を支援する障害福祉サービスの充実はもちろんのこと、障害者を取り巻く医療・保健・教育などの多分野が連携して、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制や身近な相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、公共施設等のユニバーサルデザイン化への促進を継続し、障害者を含めたすべての地域住民が住みやすい生活環境づくりを進めるとともに、災害等の緊急時に障害者が適切に避難できるよう、自治会や民生委員等の地域の関係者と協力連携して、地域における自主防災組織づくりを進めます。

3 施策の体系



第5章 基本計画／第4次障害者計画

基本目標1

ともに理解しあい、ささえあうために

1 障害のある人とない人の相互理解の促進

相互理解

障害者基本法の理念の一つに、障害のある人もない人も、ともに社会の一員として日常生活を営むことが望ましいというノーマライゼーションの考え方があります。この考え方は、障害福祉を考える上で基本となるものであり、すべての人がこのような社会の実現に向けて努めていくことが大切となります。

ノーマライゼーションの考えが根づいた社会の実現のためには、障害のない人が障害について正しく理解することが欠かせません。そのため、様々な媒体や機会を活用して、障害に対する正しい知識・理解への広報・啓発を行うとともに、子どもの頃からの福祉教育の充実を図るほか、障害のある方との交流の機会などを通じて、障害への理解の促進を図ることが必要です。

具体的な施策・取組

啓発活動の推進

- 広報紙及び各種イベント等の場を効果的に活用して普及活動を行い、「障害者差別解消法」等を踏まえて改正された「山梨県障害者幸住条例」の周知を図り、ノーマライゼーションのさらなる浸透をはじめ、福祉への理解と認識を深めていきます。
- 「障害者週間」（12月3日～12月9日）など、様々な機会をとらえ、障害者や関係団体と連携しながら、ポスターの掲示や広報紙における啓発記事の掲載など、障害者等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。

学校における福祉の啓発

- 福祉講話会、特別支援学校との交流会、居住地交流会等の機会を活用し、障害の有無に関わらず、思いやりの心を持てるよう福祉教育の充実を図ります。

交流機会の促進

- 社会福祉協議会主催のふれあいバスや手話教室等の各種行事への参加を積極的に促すとともに、障害のある人とない人とが相互理解を深める機会の拡充を図っていきます。さらに、他市町村との交流も深めるため、富士北麓の「ふれあいの村まつり」等の行事への参加を進めていきます。

2 差別解消と権利擁護の推進 人権尊重・差別解消

障害者は、障害に対する理解不足から、心ない差別や偏見の目で見られる場面があります。アンケート調査においても、差別・偏見が「ある」と回答した方が、精神障害者では4割弱を占めており、障害や特に特性が外見からはわかりにくい障害に対して、理解がなかなか進んでいないことがうかがえます。

また、障害者の中には判断機能の低下などの障害があるために、犯罪に巻き込まれるケースがあります。特に今後も進行していく高齢化に伴い、障害をもつ人が増えることが予想されていることから、障害者の権利擁護の必要性はさらに高まるものと思われます。

そのため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を踏まえ、国の方針に沿った取組を実施していくとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等について十分に周知を図り、実際のサービス利用に関しては、当事者とよくコミュニケーションをとることで、適切な権利擁護ができるよう努めます。

具体的な施策・取組

虐待の防止

- 障害者虐待防止法に基づき、福祉保健課内に設置している障害者虐待防止センターの機能及び関係機関と連携を強化し、虐待防止についての取組を実践していきます。
- 虐待防止に関する通報や相談などについての広報や普及啓発に努めます。

差別の解消

- 「障害者差別解消法」に規定される基本方針に基づき、役場においては合理的配慮の提供体制の確保に努めます。
- 地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、村民や事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や制度等の周知に努めます。
- 差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

権利擁護

- 障害者の人権を擁護し、自己決定を尊重するための成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。
- 県社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。

3 地域福祉活動の推進 **福祉活動**

障害者が地域で安定した生活を継続するためには、周囲の人の手助けが必要となるケースがあります。また、アンケート調査結果では、障害者の介助者の年齢は50歳以上が8割を占め、介助者の高齢化が課題となっています。

障害者だけでなく介助者に対しても支援の手を差し伸べるには、ボランティアが非常に大きな存在となります。今後も、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、地域住民・組織が村や障害者団体との連携を強化し、ボランティア活動の活性化と人材の育成の充実を図り、障害者および介助者を支援する活動の充実に取り組みます。

具体的な施策・取組

ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会が中心となり、ボランティアの育成と組織化の充実を図り、障害者や支援が必要な高齢者の生活の質の向上を目指した活動を支援します。
- ボランティア活動に関する情報をできるだけ多く提供することで、誰もが気軽にボランティア活動に参加でき、また、ボランティア活動による支援を受けられるようボランティア活動の充実を図ります。

4 地域共生社会の体制づくり **共生**

アンケート調査結果では、障害者が日常生活で感じていることとして「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いはしないでほしい」といった意見が挙がっています。

すべての住民が自分らしく暮らすためには、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、皆で、普段の暮らしの中で、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が必要です。

障害者の意思を尊重しつつ、民間事業者や地域関係者との連携を通じて、皆で見守り支え合う体制づくりを目指します。

具体的な施策・取組

地域見守りネットワーク体制の構築

- 障害者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、福祉分野だけでなく、民間事業者や地域の社会資源と協議し、住民全体による見守り体制の構築を目指していきます。
- 地域共生社会の考えに基づき、障害者自身にも可能なボランティア活動への参加を働きかけ、社会活動ができるよう支援します。

基本目標2

自分らしく学び、働き、社会に参加して
生き活きと暮らすために

1 療育・保育・教育における支援体制の充実 療育・保育・教育

障害のある子どもが乳幼児期から健やかに成長するためには、障害を早期発見し、早期療育につなげていくよう、子どもの心身の発達に応じた健診や相談の充実を図ることが必要です。また、発達障害においても早期の支援が重要であることから、保健・福祉・医療・教育などが緊密に連携し、乳幼児期からの成長に伴い途切れることのない一貫性のある支援が求められます。

障害のある子どもがより充実した日常生活を送るためには、学校教育の良好な環境づくりも必要になります。年齢及び能力、障害の特性を踏まえた十分な教育が受けられ、障害のある子どもが自ら進んで学習に取り組む環境を整えることが重要です。そのために、就学前から保健、福祉、教育が連携して情報の共有を行い、学校生活における支援体制を整えるとともに、一人ひとりに適切な指導および教育が受けられるよう、子どもの障害の特性について保護者への理解の推進を図ります。

また、子どもの時期にインクルーシブの考え方を浸透させることは、将来的に差別や偏見のない共生社会の実現のためには極めて重要です。障害のある子とない子が互いに理解し合い、ボランティア精神を養うことができるよう、福祉講話会や特別支援学校との交流の機会を通じて、子どもの頃からのお互いの理解を深められる機会の提供に努めます。

具体的な施策・取組

療育相談業務の充実

- 障害（児）者の療育や指導については、村と保育所・小中学校及び児童相談所などが連携を保ちながら、保護者に対する相談・指導を充実させるほか、身近な相談が気軽にできるよう、村の保健師による相談を一層充実していきます。

療育機能の充実

- 妊婦から出産後の保健指導及び健康診査を体系的に行い、妊産婦の健康維持に努めます。
- 保育士や保健師が連携して学習会を開催し、知識や対応の向上を図っていきます。

- 0歳児から障害の早期発見、早期療育を行うため、新生児の健康管理の充実に努めるとともに、健診の結果や集団生活の中で気になる児童のフォローを行い、必要に応じて医療機関や福祉サービスの利用につなげていくなど、総合的な療育体制の充実に努めていきます。

就学前教育の充実

- 障害児の就学前教育については、受入側の保育所はもとより、保健・福祉・教育の連携をさらに強化し、個々の障害のケースをよく理解して、その推進に努めていきます。また、そのための保育士の加配など無理のない体制の中で内容の充実に努めるとともに、保護者に対する就学相談の一層の拡充を図っていきます。
- 小学校への就学前には、教育センター・児童相談所・療育機関等の専門機関と連携をとり、当該児にとってどのような環境が望ましいか、保護者の理解を得ながら考え、対応していきます。

義務教育の充実

- 障害を持つ児童の成育上、最も適切な指導が受け入れられるよう、教育委員会・保健所・児童相談所などの関係機関と連携を綿密に取り、家庭との話し合いの上、充実に努めていきます。
- 障害を持つ児童が将来その能力、適性に応じた仕事に就労できるよう、キャリア教育等を通じて「生きる力」を育成し、義務教育段階でそのための基礎づくりに努めるとともに、進路を見つける支援をしていきます。

スクールソーシャルワーカーの活用

- 発達障害を含む障害児の最善の利益を守るため、スクールソーシャルワーカー※を活用し、家庭、学校、福祉施設などの関係機関および村教育委員会・保健所・児童相談所などの関係機関と連携を綿密に取り、より充実した学校生活を送れるよう努めます。

※スクールソーシャルワーカー：福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークをおこなう専門職のこと。

2 雇用・就労への支援の充実 **就労**

障害者が地域で自立した生活を営むうえで、就労の場は社会参加や生きがいにもつながることから、きわめて重要です。アンケート調査結果では、身体障害者において、「高齢のため、働くつもりはない」が最も多くなっていますが、精神障害者は「働いておらず、仕事を見つけて働きたい」が2割程度と多くなっています。

また、障害者が働くために必要な環境として、「事業主や職場の方たちが、障害のある方を理解してくれる」が上位に挙がっていることから、障害者が職場で働く際の支障を除去するなど、障害者に対する企業側の理解を深め、働きやすい環境を整備することが必要です。

さらに、障害の特性に応じた職業能力の開発や職場適応訓練等に加え、就労の場の確保から就労後のフォローまで、一貫して支援する体制の充実を図ります。

具体的な施策・取組

企業等に対する障害者雇用の働きかけ

- 国、県や労働関係機関と連携して、村内の企業等に障害者の雇用と理解について継続的に広報・啓発していきます。
- 職場適応訓練などの手当を雇用主へ支給する各種助成金制度の活用についての啓発を行います。
- 富士北麓圏域の自立支援協議会と連携して、障害者を雇用している企業に対する優遇措置の拡充を県や国に要望していきます。

就労対策の推進

- 重度障害者の雇用の促進にあたっては、短時間勤務、在宅就労などの多様な勤務形態の普及に努めていきます。また、福祉的就労の場として、周辺市町村の地域活動支援センター等との連携を図りながら、可能な限り一般就労への対策を考慮していきます。
- 関係機関、近隣市町村との広域的な連携のもと、就労の普及、就労の場の整備を図るよう努めていきます。

施設整備の充実

- 就労が困難な障害者が通所し、就労に必要な訓練を行う施設と就労の施設及びケアの施設は極めて必要となりますが、小規模で障害者も少数の本村での整備は、財政面でも困難であり、効率的でない現実もあります。そのため、施設整備に関しては、ハ口

一ワーク、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーション等、近隣市町村の関係施設との連携をとりながら、今後も、支援体制の強化に取り組んでいきます。

就労移行・継続支援の実施

- 包括的な職業リハビリテーションサービスを提供する山梨県障害者職業センターと連携し、一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、一般企業等で就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う主にB型※の就労継続支援を充実していきます。

※就労継続支援（B型）：年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約は結ばない形態で、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービス。

3 社会参加活動の充実・促進 **社会参加**

社会参加活動は、地域の人々と交流する機会を得られるとともに、社会の一員としての自覚を促したり、誰かの役に立つことができると感じることができる機会でもあります。しかし、障害者の中には、障害特性によりコミュニケーションがとりにくかったり、興味はあるものの、周囲の人に迷惑をかけるかもしれないと参加をとどまったりする人もいます。そのため、そのような人も含め、障害の有無に関わらず、社会参加できる機会や体制を整えることが求められています。

アンケート調査によると、障害者のサークル活動や生涯学習、レクリエーション、地域の行事などへの参加意向は、特に知的障害者で3割半～6割程度と高くなっています。移動やコミュニケーションが困難な方や、障害者本人が高齢または保護者が高齢であるため参加が難しい方でも、できる限り参加できるよう、コミュニケーション手段の充実と移動手段の一層の充実を図り、社会参加の促進に取り組みます。

具体的な施策・取組

生涯学習の充実

- 社会教育にかかる各種教室の場を活用し、障害者にも積極的に声をかけ、多数の参加を促進するとともに、障害者の自立と社会参加を促すため、手芸・パソコン教室などの各種講座を開設し、地域における学習・文化活動を推進していきます。

スポーツ活動機会の充実

- 障害者のスポーツの取組状況や各種スポーツ大会などへの参加意向を踏まえ、関係スポーツ団体等に障害者の競技への参加を要請します。

移動・外出の支援

- 近隣市町村や事業所と協力し、同行援護、行動援護、移動支援、有償運送サービスの提供体制づくりと充実に努めます。
- 公共交通機関について、障害のある方が安心して利用できるよう、事業者への理解と協力を求めています。
- 障害者が外出する際に利用するタクシー運賃の助成制度の周知及び活用を図るとともに、県内すべてのタクシーが利用できるように事業の充実に努めます。

コミュニケーション支援

- 手話通訳者等の周知活動を継続し、手話通訳者や要約筆記者の派遣の充実に努めます。

基本目標3

住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活するために

1 保健・医療の充実 **保健・医療**

障害の発症時期、要因は様々であり、障害の種類・程度についても個々に異なります。障害等の予防に取り組むとともに、早期発見につながるよう支援を行います。まずは、妊娠前・妊娠中からの健康指導や相談に応じ、早期対応に取り組み、障害の発生率の低下を目指します。乳幼児においては、乳幼児健診や相談を充実し、関係機関と連携して早期療育へとつなぐことが重要です。成人から高齢者においても、健康診査の推進、健康相談、健康教室を行い、生活習慣病の早期発見につなげるとともに、障害・疾病の予防と健康づくりに努めます。

また、近年においては、ストレス等を原因としたこころの病や増加する発達障害者（児）への支援が必要とされています。地域住民に対し外見からはわかりにくい病や障害の理解を深める啓発活動への取組が重要です。

具体的な施策・取組

予防活動

- 障害・疾患の予防や早期発見に努めるために次の事業を継続して実施します。
- | | | |
|--------|------------------------|--------------------|
| 妊娠前 | ● 保健所との連携による遺伝相談の紹介 | |
| 妊娠中 | ● 妊婦健康診査 | |
| 出生後 | ● 赤ちゃん訪問 | ● 月齢、年齢を追った乳幼児健診 |
| | ● すこやか相談(発達相談) | ● 巡回相談(児童相談所との連携) |
| | ● ちびっ子サロン、子育てサロン | ● あったか子育て相談(子育て相談) |
| 成人・高齢者 | ● 健診の受診率を高める活動 | ● 組織活動の活発化 |
| | ● 成人・高齢者への健康教室の開催 | |
| | ● 精神障害(児)者への理解を深める啓発活動 | |

在宅支援活動

- 訪問指導・訪問看護の提供を行い、各種福祉サービスの利用・紹介と福祉との連携を図りながら、在宅介護を支援します。精神障害者の作業所への通所・社会復帰への支援も行います。

医療との連携

- 医療機関との連携を強化し、障害の種別や程度に合わせて、それぞれの働きかけの方向性を調整し、効果的な支援ができるように図ります。

2 自立した生活を支えるサービスの充実 **福祉サービス**

障害者本人の意思により地域での生活を希望する場合には、安心して地域での暮らしを継続することができるよう、障害者の地域生活を支えるソフト・ハード両面の地域資源が整備される必要があります。

アンケート調査結果では、今後の生活場所の希望として「家族と一緒に暮らしたい」、「独立して1人で暮らしたい」が6割を超えており、地域において家族との同居や一人で自立した生活を希望する方が多いことが分かります。

また、今後、村に充実させてほしい情報については、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」や「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」といった情報の一元化を求める声が多くなっています。

利用者が福祉サービスを理解し、障害者の主体性が尊重され、選択ができ、希望の生活が実現できるよう福祉サービスの充実に努めます。

具体的な施策・取組

情報・相談先の周知

- サービスを希望する障害（児）者に対し、どのようなサービスがあるのか、どこに相談すればよいかなどの概略をまとめて広報紙で掲載し、希望する方が希望するサービスを受けられるよう情報や相談窓口の周知を図ります。

訪問系サービスの充実

- 日常生活に支障がある障害（児）者に対し、家庭の家事、介護等日常生活を援助するホームヘルプサービスを提供し、福祉と連携を図りながら訪問系サービスの充実に努めます。

通所系サービスの推進

- 障害者の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、通所による生活介護や就労支援等の日中活動系サービスの充実に努めます。

短期入所サービスの推進

- 保護者または家族の疾病等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となる心身障害（児）者の適切な支援確保するため、施設等に入所させて、その保護を行う短期入所サービスの充実に努めます。

相談支援における適切なケアマネジメントの推進

- 富士北麓地域6市町村（富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村）共同で開設した障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に、多種多様な障害態様に対応できる相談事業の充実を図るとともに、障害者の自立に結びつく適切なサービスを支援するケアマネジメント体制を推進します。

居住の場の整備

- 富士北麓圏域内のグループホーム整備について、障害者本人や保護者の高齢化、「親亡き後」も見据えて、広域的な話し合いを継続的に協議します。

補装具の交付・日常生活用具給付制度の推進

- 障害者のハンディキャップを補う補装具の交付を行うとともに、重度心身障害（児）者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付、または貸与を促進していきます。

医療費助成の推進

- 障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に、重度心身障害者医療費助成制度の周知に努め、医療費の負担軽減を支援します。

難病患者の在宅福祉サービスの推進

- 在宅の難病患者とその家族への福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行うなど、在宅難病患者の福祉事業に対応していきます。

生活福祉資金貸付制度の普及

- 障害者の安定した生活を支援するための生活福祉資金の貸付について活用を図るため、社協だより等を通じて啓発するなど、制度の普及に努めます。

3 誰もが暮らしやすい村づくり **生活環境**

本村では、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えの下、すべての人にやさしい村づくりの整備を進めてきました。

アンケート調査結果では、「ほぼ毎日」外出する方は約4割で、障害者も外出しやすい環境が整備されてきていることが分かります。一方で、外出の際の困りごととして「道路、建物の段差やバスなどの乗り降りが大変である」という声もまだ1割程度ありました。今後も、障害者が安心・安全に暮らせるように、道路や歩道の段差等の障害物による通行障害の解消に努め、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、在宅で生活を送る障害者の住宅環境を改善するために、居室整備費給付の周知に努めます。

また、障害者にとって安心・安全な福祉の村づくりのためには、歩道への自転車の放置や障害者駐車場の利用、路上への駐車などの防止をはじめ、地域住民一人ひとりによる福祉意識の向上・協力も必要なため、心のバリアフリーに関しても広報・啓発していきます。

具体的な施策・取組

公共的建築物の整備

- 公共的建築物について、「山梨県障害者幸住条例」に基づき、多くの村民が利用する建築物の福祉的配慮を一層推進するとともに、既存の建築物も含めた中で、できるものから計画的に整備を進めていきます。

居室整備費給付の推進

- 日常生活環境を改善することを目的に、在宅の重度心身障害者の専用居室、浴室、便所等を整備する際の経費の貸付制度の普及・啓発を図るため、対象者と思われる障害者に対して、継続的な情報発信に努めていきます。

福祉のまちづくりの推進

- 施設等のハード面でのバリアフリー化だけではなく、ソフト面である心のバリアフリーも含め、障害者や高齢者を含むすべての村民が、安全かつ快適に生活できる環境の基盤整備を促進するため、「山梨県障害者幸住条例」に基づくまちづくりを、村民と行政が一体となって進め、障害者が安全かつ快適に生活できる環境基盤の整備に努めていきます。

4 防災・安全対策の充実 **防災・防犯**

近年、温暖化などによる異常気象で全国各地で地震や台風、局地的な豪雨などの自然災害が相次ぎ、本村でもいつ災害が起こってもおかしくない状況にあります。

特に障害者や高齢者等は、災害弱者とされ、災害発生時の避難やその後の避難所生活において支援が必要になります。アンケート調査によると、災害・緊急時に1人で「避難できない」と回答した人は、全体では3割程度、身体障害者は4割、知的障害者は3割弱、精神障害者は2割程度となっています。1人で避難できない理由としては、全体および身体障害者で「介助者の手助けが必要」が9割以上となっています。

有事の際にできる限り落ち着いて行動するためにも、平常時から避難行動時要支援者を把握し、地域住民や関係機関と連携した取組で、有事に備えておく必要があります。

また、弱者を狙った犯罪が多発していることから、警察や地域の人、ボランティアなどが協力して、障害者を犯罪から守る取組も必要となります。障害者自身も、日頃から地域の避難訓練等に参加したり、消費者トラブルや犯罪に巻き込まれないように注意するなど、防災・防犯の意識をもつことが大切です。

具体的な施策・取組

防災体制の確立

- 防災訓練時には、民生委員・児童委員、自治会、中学生、高校生等の協力も得て、障害者を含めた参加を促進するとともに、福祉避難所を利用する訓練についても検討していきます。
- 自分の身は自分で守る「自助」、近隣の方々と協力する「共助」等、助け合い意識の啓発に取り組みます。

避難行動要支援者台帳の整備

- 障害者、障害児を含める避難行動要支援者について、日頃から災害時に必要な措置を実施するための基礎となる名簿（台帳）の整備に努め、有事の際には警察や消防等の避難支援関係者に情報を提供します。

第6章 障害福祉サービスの実施目標／第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの概要

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

指定障害福祉サービス

訪問系サービス

- ◎在宅介護(ホームヘルプ) ◎重度訪問介護 ◎同行援護
- ◎行動援護 ◎重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ◎生活介護 ◎自立訓練(機能訓練、生活訓練) ◎就労選択支援
- ◎就労継続支援(A型、B型) ◎就労定着支援 ◎療養介護 ◎就労移行支援
- ◎短期入所(ショートステイ)

居住系サービス

- ◎自立生活援助 ◎共同生活援助(グループホーム) ◎施設入所支援

相談支援

- ◎計画相談支援 ◎地域移行支援 ◎地域定着支援

地域生活支援事業

必須事業

- ◎理解促進研修・啓発事業 ◎自発的活動支援事業
- ◎相談支援事業 ◎成年後見制度支援事業
- ◎意思疎通支援事業 ◎日常生活用具給付等事業
- ◎移動支援事業 ◎地域活動支援センター事業

任意事業

- ◎日中一時支援事業

児童福祉法に規定するサービス

障害児通所支援

- ◎児童発達支援
- ◎医療型児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- ◎障害児相談支援

2 障害（児）福祉計画に関する基本的な視点

本計画は、障害者基本法の理念を踏まえ、障害の有無に関わらず、一人一人がかけがえのない存在として尊重されるよう国の基本指針に基づき策定します。

福祉サービスの基盤整備にあたっては、以下の基本的な視点により令和8年度の目標値を設定し、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を的確に見込み、確保のための方策を定めて取り組めます。

（1）必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

（2）希望する障害者などへの日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

（3）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

（4）地域での自立生活の実現・継続を支える居住系サービスの充実

障害者が希望する地域生活の実現、重度障害者の受け入れ態勢の整備などを踏まえた居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）の充実を図ります。

（5）相談支援体制の充実

障害者が地域において自立した生活を営むためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画の作成が必須ですが、富士北麓圏域では、計画相談支援事業所が少なく、利用計画作成が困難な状況となっています。利用者が希望するサービスをスムーズに受けられるよう、事業所の確保に努めるとともに、基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に相談体制のさらなる充実を進めていきます。

（6）障害児支援体制の整備

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

3 成果目標

障害者の自立支援の観点から、入所施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画の進捗状況を踏まえ、令和8年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等を推進していきます。国の基本指針に即し、近年の状況を踏まえ、令和8年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

項目	令和8年度末 目標値	考え方
基準時点の入所者数	8人	令和4年度末時点の数
令和8年度入所者数	7人	令和8年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 地域生活移行者数	1人 12.5%	地域移行者数 【国目標：地域生活移行割合6%以上】
【目標値】 入所者削減見込み数	1人 12.5%	削減数 【国目標：削減割合5%以上】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和8年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上、精神病床における1年以上の入院患者数、精神病床における早期退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上にすることを定めています。これは都道府県での設定となりますが、市町村では、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数等の活動指標を設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。詳細は「4 活動指標」(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に掲載します。

(3) 地域生活支援の充実

国の指針では、障害者の高齢化、重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障害者が地域社会で安心して暮らしていただける社会の実現を目指して、障害者の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築するために、第6期(第2期)には富士北麓圏域に地域生活支援拠点を整備しました。

今後も地域生活移行のための相談、助言、就労支援、短期入所、ひとり暮らしの体験（自立生活体験教室の整備など）、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応などを行うとともに、コーディネーターの配置等による機能の充実に努めます。さらに支援の実績などの検証・検討を行うとともに、強度行動障害者のニーズの把握、支援体制の整備を進めます。

項目	令和8年度末 目標値	考 え 方	国目標
地域生活支援拠点数	1か所 (継続設置)	設置(圏域設置) 富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村	設置(市内または複数市町村による共同整備も可能)
コーディネーターの配置	配置	配置(圏域設置)	配置(圏域での配置可)
支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施	2回	実施	年1回以上の実施
★新規 強度行動障害者のニーズ把握、支援体制整備	把握・整備	アンケート調査等によるニーズの把握および自立支援協議会による支援体制の協議	強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握、支援体制整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等を推進していきます。国の基本指針に即し、近年の状況を踏まえ、令和8年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。なお、本村には就労移行支援A型事業所はなく、今後も事業所が開設される予定はありません。

< 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 >

項目	就労移行者数 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	比率	国目標
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	0人/年	2人/年	2倍	1.28倍以上
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	0人/年	0人/年	一倍	1.31倍以上
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	0人/年	0人/年	一倍	1.29倍以上
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	0人/年	2人/年	2倍	1.28倍以上

< 一般就労移行者が5割以上の事業所 >

項目	実績値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)	比率	国目標
事業所数	0事業所	0事業所	一倍	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数		0事業所		

< 就労定着支援事業の利用者 >

項目	実績値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)	比率	国目標
就労定着支援事業利用者数	0人	0人	一倍	事業の利用者数が令和3年度の1.41倍
事業所数	0事業所	0事業所	一倍	就労定着率7割以上の事業所の割合

※本村には該当事業所はなく、今後も事業所が開設される予定はありません。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

国の基本指針では以下のことを市町村に対する目標に設定しています。本村では、人口規模を考慮して、多くの項目においては、富士北麓圏域で対応することを基本とします。

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	実績値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置（圏域可）	0カ所	1カ所（圏域設置）
★新規 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	/	保育所等訪問支援が利用できる体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（圏域可）	児童発達事業所 0カ所（圏域）	1カ所（圏域設置）
	放課後等デイサービス 0カ所（圏域）	1カ所（圏域設置）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（圏域可）	設置（圏域）	継続設置（圏域）

※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数については「4. 活動指標」に記載します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針では各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

項目	実績値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	1カ所（圏域設置）	1カ所（圏域設置：継続）
★新規 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保		確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本としています。本村でもサービス等の向上のための取組体制を構築し、充実に努めています。

※研修会への参加回数等、具体的な取組内容は活動指標に掲載します。

4 活動指標（サービス等の見込量と確保のための方策）

「3. 成果目標」の達成に向けた具体的な取組は以下の通りです。

（1）施設入所者の地域生活移行等

I 訪問系サービス

1 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障害者などの居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたるサービスを行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用延べ時間 (時間分)	33	27	372	402	432	462
	利用実人数 (人)	3	2	7	7	7	7

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害で、常時介護を要する人が、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
重度訪問介護	利用延べ時間 (時間分)	87	227	480	480	480	480
	利用実人数 (人)	1	2	2	2	2	2

3 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行、外出時に必要となる排せつ・食事等の援助、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
同行援護	利用延べ時間 (時間分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

4 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害（児）者で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護、その他、行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
行動援護	利用延べ時間 (時間分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

5 重度障害者等包括支援

障害程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
重度障害者等 包括支援	利用延べ時間 (時間分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

▶見込量確保のための方策

- ホームページや広報紙、障害児者福祉のしおり等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの利用希望者がいつでも利用できる体制整備を図ります。
- 富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」の活用を促進するとともに、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- 県や関係機関等が主催するホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を奨励し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。

II 日中活動系サービス

1 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害者に対して、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつまた食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用日数 (日分)	184	172	179	179	179	179
	利用実人数 (人)	10	9	8	8	8	8

2 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

3 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害者・精神障害者が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められています。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (日分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

4 就労選択支援（新規）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労選択支援	利用日数 (日分)				0	0	0
	利用実人数 (人)				0	0	0

5 就労移行支援

就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	利用日数 (日分)	10	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	1	0	0	0	0	0

6 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (A型)	利用日数 (日分)	20	20	23	23	23	23
	利用実人数 (人)	2	1	1	1	1	1

7 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (B型)	利用日数 (日分)	130	134	179	157	157	135
	利用実人数 (人)	9	8	8	7	7	6

8 就労定着支援

就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

9 療養介護

医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間に病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等の支援を行うサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

10 短期入所 (ショートステイ)

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所:福祉型 (ショートステイ)	利用日数 (日分)	12	5	14	14	14	14
	利用実人数 (人)	3	1	2	2	2	2
短期入所:医療型 (ショートステイ)	利用日数 (日分)	0	0	0	0	0	0
	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

▶ 見込量確保のための方策

- ホームページや広報紙、障害児者福祉のしおり等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 精神障害者の地域移行及び就労移行を図ります。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- 県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を中心としたネットワークの構築に努めます。
- 就労移行支援等の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率の達成や障害者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知に努めます。
- 虐待防止のための緊急避難や介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合などに備え、緊急時に利用できる施設の事業者と連携を図ります。
- 医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

Ⅲ 居住系サービス

1 自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

2 共同生活援助（グループホーム）

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	3	4	3	3	3	3
	うち重度障 害者 (人)	1	2	1	1	1	1

3 施設入所支援

施設に入所する障害者が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	利用実人数 (人)	7	8	7	7	7	7

▶見込量確保のための方策

- 居住系サービスの施設整備は、鳴沢村単独では困難なことから、県及び圏域の市町村と協議しながら推進・調整していきます。
- 利用希望者がスムーズにサービスを利用できるよう、ニーズや環境を把握し、待機者名簿の整備を行います。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障害者の虐待防止、差別解消に関して、圏域内の市町村や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

IV 相談支援

1 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者または障害児の保護者を対象に、障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

▶第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用実人数 (人)	18	19	18	19	19	20

2 地域移行支援

障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

▶第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

3 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域定着支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

▶ 見込量確保のための方策

- サービス等利用計画の作成対象者拡大に今後に対応し、指定特定相談支援事業者の継続的な確保に努めます。
- 病院からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、病院や関係施設、福祉サービスの提供事業所などと引き続き連携をしていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置等

医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等の関係者による協議の場を設け、障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう協議します。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置の有無	設置			継続設置		
協議の場の開催回数	回	8	8	8	8	8	8
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者	人	13	13	13	13	13	13
協議の場における目標設定数	項目	3	3	3	3	3	3
評価の実施	回	2	2	2	2	2	2

2 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

▶ 第6期実績値と第7期見込値（精神障害者のみ）

(月あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

▶ 見込量確保および事業の実施に向けた方策

- 富士北麓圏域自立支援協議会の地域生活部会のメンバーを主構成員とし、現状や課題の共有、目標設定、評価を行います。
- 必要に応じ、実施体制の確保に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

1 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制整備を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点 (圏域)	設置の有無	設置			継続設置		
コーディネーターの 配置人数	人	4	4	4	4	4	4
支援の実績等を踏まえた 検証・検討の実施回数 (圏域)	回	2	2	2	2	2	2

2 強度行動障害を有する者への支援（新規）

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態の強度行動障害を有する者やその家族に対し、適切な支援を提供できる支援人材の育成等や、支援体制を構築します。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(計画期間あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
強度行動障害ニーズ 把握	実施有無	/			実施		
支援体制整備		/			協議		

▶ 見込量確保のための方策

- 富士北麓圏域6市町村、基幹相談支援センター「ふじのわ」で連携し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に努めます。
- 第7期中にアンケート調査を行い強度行動障害の該当者およびそのニーズを把握します。また、ニーズを踏まえ支援体制整備を協議します。

(4) 発達障害者等に対する支援

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(年あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニング※プログラム受講者	人	0	0	0	1	1	1
ペアレントメンター※	人	0	0	0	1	1	1
ピアサポート※の活動への参加	人	0	0	0	1	1	1

▶ 見込量確保のための方策

- 発達障害に対する保護者や周囲の理解、支援は重要となることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、知識の習得や対応ができるよう、支援体制の整備に努めます。

※ペアレントトレーニング：子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指したトレーニング。親が日常で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

※ピアサポート：同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みです。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

I 障害児通所支援

1 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学で障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用延べ日数 (人日分)	3	6	1	20	15	10
	利用児数 (人)	2	2	2	4	3	2

2 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療型 児童発達支援	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	5	5
	利用児数 (人)	0	0	0	0	1	1

3 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (人日分)	47	53	169	209	269	289
	利用児数 (人)	4	8	8	10	13	14

4 保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
保育所等訪問 支援	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	4
	利用児数 (人)	0	0	0	0	0	1

5 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0
	利用児数 (人)	0	0	0	0	0	0

▶見込量確保のための方策

- 富士北麓圏域の事業所と連携して児童の特性やニーズに適した児童発達支援サービス提供に努めます。
- 現在、村内や近隣市町村には医療型児童発達支援のサービスを提供する施設がありませんが、引き続き重症心身障害児（者）の受け入れを県との連携の上、広域で対応していきます。
- 放課後等デイサービスの希望者がニーズに合った利用ができるよう関係機関との連携を強めていきます。
- 保育所等訪問支援は令和8年度に利用を見込んでいます。保育所及び富士北麓圏域の事業所と連携して児童の特性やニーズに適したサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の現時点での見込みはありませんが、今後、ニーズが高まった際に適切なサービスが提供できるよう、関係機関との連携強化に努めます。

II 障害児相談支援

1 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

▶第2期実績値と第3期見込値

(月あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	利用児数 (人)	6	8	7	13	15	15

▶見込量確保のための方策

- 発達・発育上の心配がある子どもを早期発見できるように、幼児検診の中で、発達の確認を行う他、助言指導・就学支援等の相談体制の充実を図ります。また、必要な場合は、県等で実施している広域的、専門的な支援が受けることができるように連携を図っていきます。

II 医療的ケア児等に対する支援

1 医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置

医療的ケア児等の支援を総合・調整するコーディネーターを配置します。コーディネーターは圏域で設置する児童発達支援センターへの配置を検討することから、圏域での配置とします。

▶ 第2期実績値と第3期見込値

(年あたり)		第2期【実績値】			第3期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に対する 関連分野を調整するコー ディネーターの配置	人	2	2	2	2	3	4

▶ 見込量確保のための方策

- 富士北麓圏域で連携し、配置を図っていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向けた取組を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(基幹相談支援センター関連) (年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害の種別や各種の ニーズに対応できる 総合的・専門的な指 導・助言	件	0	0	0	0	0	0
地域の相談支援事 業者の人材育成の 支援	件	0	0	0	0	0	0
地域の相談機関と の連携強化の取組 の実施	回	12	12	12	12	12	12
個別事例の支援内 容の検証の実施	回	6	6	6	6	6	6
主任相談支援専門 員の配置	人	2	2	3	4	5	6
(協議会関連) (年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業所の参 画による事例検討実 施回数(頻度)	回	0	0	2	4	6	8
協議会の参加事業 者・機関数	件	28	28	28	28	28	28
協議会の専門部会 の設置数	件	3	3	3	3	3	3
協議会の専門部会 の実施回数(頻度)	回	26	26	21	21	21	21

▶ 見込量確保のための方策

- 圏域に設置している基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。また、地域の相談支援事業所に対する人材育成、連携強化についても「ふじのわ」を中心に進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする質の高い障害福祉サービス等を提供するため、市町村職員の研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析、活用を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する 障害福祉サービス等 に係る研修への市町 村職員の参加	人	0	0	1	1	1	1
障害者自立支援給 付審査支払等シス テム等による審査 結果の共有体制	実施 有無	実施			実施		
障害者自立支援給 付審査支払等シス テム等による審査 結果の共有	回	1	1	1	1	1	1

▶ 見込量確保および事業の実施に向けた方策

- 県が主催する研修等に参加するとともに、障害者自立支援審査支払システム等の審査結果の分析を事業所や関係機関と共有し、質の向上に努めます。

(8) 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業の概要

▶ 目的

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

▶ 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

本村で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 移動支援事業 ⑧ 地域活動支援センター事業
任意事業	① 日中一時支援事業

II 必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

▶ 事業の実施に向けた方策

- 広報紙やホームページを活用し、障害に対する理解を深める啓発活動を継続的にを行います。

2 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

▶ 事業の実施に向けた方策

- 障害者、家族、ボランティア団体等の活動を支援します。
- 広報紙やホームページなどを活用し、本事業の周知を図ります。

3 相談支援事業

障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害のある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。

◆障害者相談支援事業

障害のある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また、虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

◆地域自立支援協議会（富士北麓圏域自立支援協議会）

相談支援事業の中立・公平な実施を図るため、富士北麓圏域自立支援協議会を運営し、相談支援業務の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討、地域の関係機関の連携強化等、共通課題について連携して対応します。

◆基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者やその家族等からの相談に応じて必要な情報の提言や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

◆住宅入居等支援事業

知的障害や精神障害で、保証人がいない等の理由により入居が困難な人を対象に、一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害者の地域生活を支援します。

▶第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

▶事業の実施に向けた方策

- 富士北麓圏域で設置した基幹相談支援センター「ふじのわ」で相談支援の充実に努めます。

- 中立・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の充実を図ります。
- 地域の身近な相談員として期待される身体・知的障害者相談員に、障害者理解のための研修等への参加を促進します。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望していながら、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

4 成年後見制度支援事業

◆成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

◆成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

▶第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用 実人数 (人)	0	0	0	0	1	1
成年後見制度 法人後見 支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

▶見込量確保及び事業の実施に向けた方策

- 村長申立に要する経費及び後見人の報酬を助成し、障害者の権利擁護と成年後見制度の利用の促進を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、県からの助言を受けながら、広域での実施も含め、今後検討していきます。

5 意思疎通支援事業

◆手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声言語機能障害等のために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に行うために、手話通訳者を派遣します。派遣費用は、原則無料です。

◆手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、村の広報活動等の支援者として期待される手話通訳奉仕人（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

▶第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用実人数 (人)	4	4	4	4	4	4
	窓口設置者数 (人)	1	1	1	1	1	1

▶見込量確保のための方策

- 山梨県立聴覚障害者情報センターに委託して実施していきます。
- 従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めるとともに、今後も継続して、情報手段の確保及び整備を図ります。

6 日常生活用具給付等事業

重度障害者（児）に対し、障害の種類、程度に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

- ◆介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具
(特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴柵、体位変換器など)
- ◆自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
(入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置など)
- ◆在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
(透析液加温器、ネプライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど)
- ◆情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具
(携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など)
- ◆排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具(ストーマ装置、紙おむつ、収尿器)

◆居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具給付等事業	支給件数(件)	39	39	48	48	48	48
	①介護・訓練支援	1	0	0	0	0	0
	②自立生活支援	0	0	0	0	0	0
	③在宅療養等支援	0	0	0	0	0	0
	④情報・意思疎通支援	1	0	1	0	0	0
	⑤排せつ管理支援	36	39	46	48	48	48
	⑥居宅生活動作補助 (住宅改修費)	1	0	1	0	0	0

7 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	利用実人数 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用延時間 (時間)	20	14	20	20	20	20

8 地域活動支援センター事業

障害者等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援 センター事業	利用実人数 (人)	1	0	1	1	1	1
	実施箇所数 (箇所)	1	0	1	1	1	1

※他市町村に所在する地域活動支援センターの利用を含む

▶ 見込量確保のための方策

- サービスを必要としている重度の障害者に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対しても情報提供を行います。
- 障害者の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。
- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害者へ適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 障害者の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけていきます。

Ⅲ 任意事業

1 日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

▶ 第6期実績値と第7期見込値

(年あたり)		第6期【実績値】			第7期【見込値】		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	利用実人数 (人)	5	6	6	6	6	6
	実施箇所数 (箇所)	5	6	6	6	6	6

▶ 見込量確保のための方策

- 従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- 事業内容の広報・啓発に努めるとともに、相談支援等を通じて利用の推進を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画については、本村のホームページ等を通じて公表した上で、計画内容の周知に努め、地域住民や障害者支援に関わる人々との共通理解を基盤として計画の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

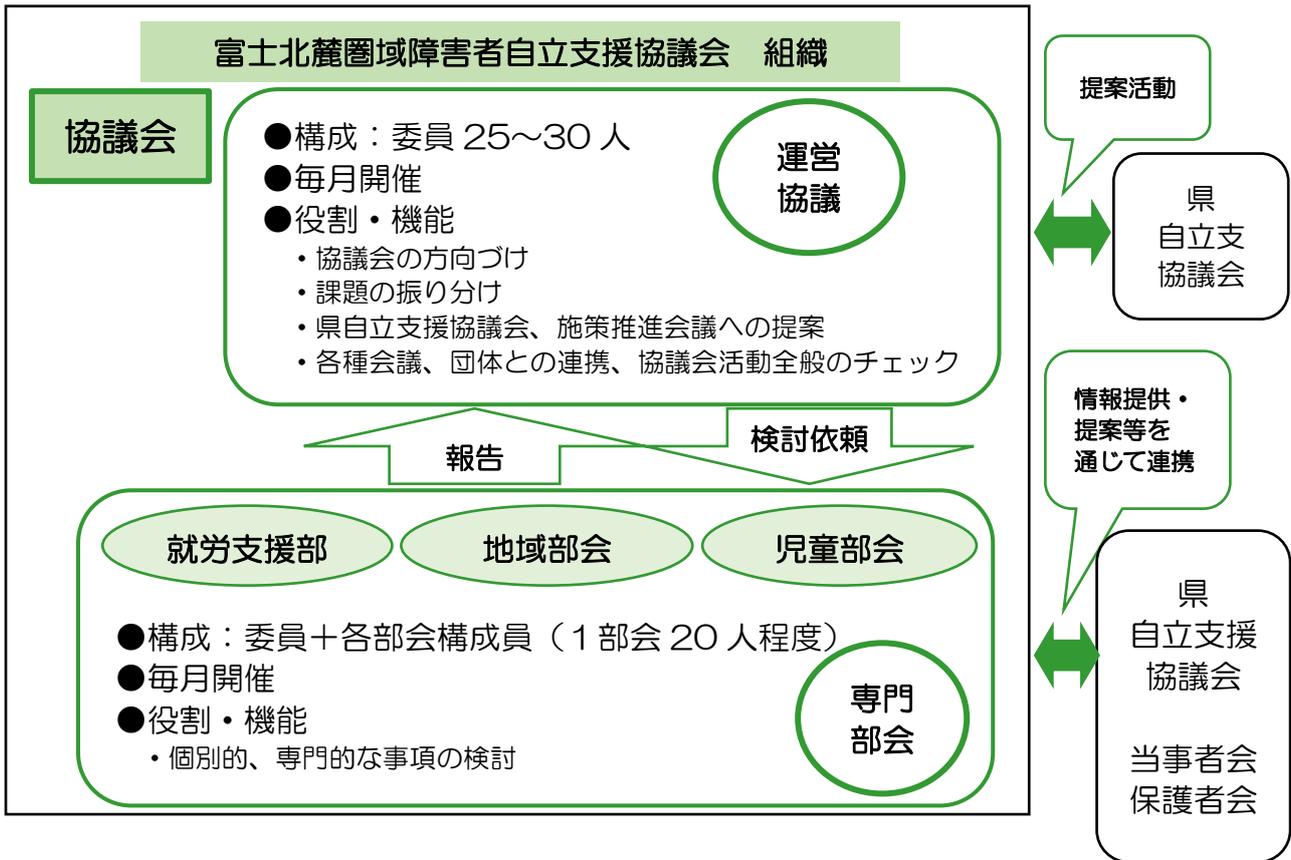
本計画を円滑に推進するために、行政内部だけでなく、村民や地元の企業・事業所等の理解や協力、及び障害者自身や家族の積極的な参加が必要です。また、障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を中心とした関係機関・団体、そして国や県との連携は必要不可欠です。広域なネットワーク体制の構築に努め、地域の社会資源を活用した効果的な計画の推進に努めます。

(1) 富士北麓圏域障害者自立支援協議会の役割

富士北麓圏域6市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）、支援事業所、山梨県の障害福祉関係機関などが集まり、圏域の相談支援事業をはじめとする地域生活支援システムの構築に関する事項について協議する場として、平成20年に「富士北麓圏域障害者自立支援協議会」が設置されました。

協議会の運営を活発にするため、専門部会が設けられ、構成員それぞれの立場で意見や知恵を出し合いながら、課題の解決に向けた活動が展開されています。

協議会の活動が圏域内に広く浸透することにより、行政の予算的支援や障害者理解のさらなる促進につながるとともに、障害者当事者や家族が抱える不安の軽減も期待されます。障害者が元気に生きがいを感じながら生活を営むことができるよう、地域に根ざした活動を行うことが協議会の目的です。



(2) 専門機関・障害者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障害者のニーズにあった事業を実施する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、障害者団体、ボランティア・NPO団体、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、なによりも多くの一般村民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体等と相互に連携を図っていきます。

(3) 国・県との連携

障害者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については近隣市町村との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望していきます。

3 計画の点検・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議します。さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCAサイクルに基づき、年に1回各施策について評価を行い、その結果に基づいて所要の対策を実施していきます。

鳴 沢 村

第 4 次障害者計画

第 7 期障害福祉計画

第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月発行

発行／鳴沢村 福祉保健課

〒401-0398

山梨県南都留郡鳴沢村 1575

TEL 0555-85-3081 FAX 0555-85-2461